
平成 23 年度 事業報告書

自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日

公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
The Japan Containers & Packaging Recycling Association

目 次

(ページ)

1. 平成 23 年度事業報告書

Ⅰ	総括的概要	1
Ⅱ	事業実施状況	
1.	平成 23 年度再商品化業務を実施	11
2.	再商品化業務の一層の改善と円滑化	13
3.	容り法の適正な遂行と運用の厳格化	19
4.	市町村への資金拠出を実施	21
5.	商工会議所・商工会への業務委託	22
6.	容り制度に係る“普及啓発活動の強化策”の実施と“情報公開”	24
7.	関係主体との共創の推進	26
8.	事務局業務の改善とエコ活動の推進など	28
9.	公益財団として相応しいガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底	29
Ⅲ	東日本大震災への緊急対応など	30
Ⅳ	会議開催状況	
1.	平成 23 年度第 1 回定時理事会・定時評議員会・第 1 回臨時理事会	31
2.	平成 23 年度第 2 回定時理事会・第 1 回臨時評議員会	34
3.	監事会	36
4.	委員会	37
5.	その他諸会議等	40
Ⅴ	組織（平成 24 年 3 月 31 日現在）	
1.	組織図	41
2.	役員（理事・監事）・評議員の氏名など、会計監査人	42
3.	委員会委員の氏名等	44

別紙 1 「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」

別紙 2 「平成 24 年度再商品化の実施に向けて行った各種業務（平成 23 年度）」

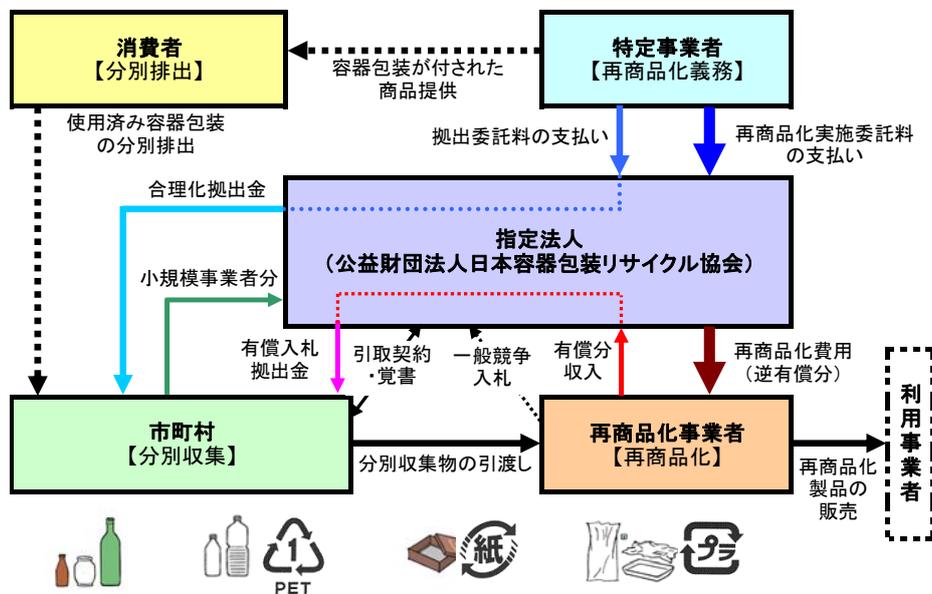
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「当協会」という）は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」）に基づく指定法人として、同法に規定する「再商品化」業務を行っている。現在、多くの市町村では、容リ法のスキームに沿って、各家庭から排出される使用済みの容器包装を、4つの素材（①ガラスびん、②PETボトル、③紙、④プラスチック）毎に分別収集し、基準に合った収集物（＝分別基準適合物）を当協会に引き渡している。当協会では、引き渡された収集物を“再資源化”、或いは“新たな製品の原料”として利用する等の「再商品化」を行っている。

本報告書では、当協会の業務を一般の方々の理解促進のために、法律で規定する「再商品化」及びそれに関わる用語については、できるだけ馴染みやすい言葉に置き換えている。例えば、「再商品化」については、ほぼ同義語とされている「リサイクル」という言葉で、その多くを説明した。

I 総括的概要

当協会は平成23年度において、4つの素材で製造・利用及び輸入されている容器や包装のリサイクル業務を実施した。また、当協会業務を実施する際には、法令遵守（コンプライアンス）の徹底を基本としつつ、リサイクル・コストの適正化と一層の低減、危機管理体制の強化等にも力を入れて取り組んだ。

1. 容リ法に基づく“再商品化業務”（リサイクル）の実施



ガラスびん、PETボトル、紙、プラスチックなどの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、それら容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法の定めで、リサイクルの義務を負っている。

しかしながら、現実問題として全国から排出される使用済みの「容器」や「包装」を、個々の事業者がそれぞれに回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことによって、特定事業者からリサイクルに必要な費用として支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者から代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行っている。平成23年度に、当協会にリサイクルの義務履行を委託した特定事業者（平成24年3月末日現在の申込ベースの実績、過去に遡った申込分は含まない）は、73,659社（22年度は、73,557社）であった。

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

(1) 健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

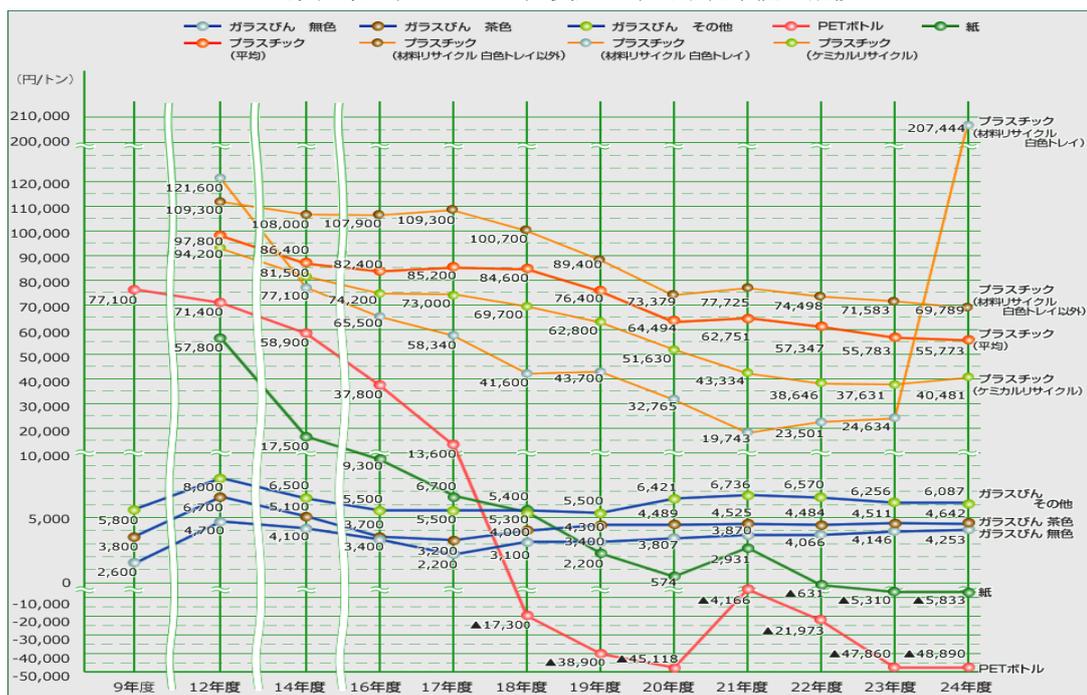
～24年度入札に向けた事業者登録審査及び入札選定の状況

平成24年度の入札を希望する再商品化事業者を23年7月に募集した。入札に参加するための事業者登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者について、必要に応じて中小企業診断士による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、23年12月中旬～24年1月中旬にかけて、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん62社、PETボトル56社、紙44社、プラスチック65社）を選定し、24年度の再商品化実施契約を締結した。

素材毎の落札結果などの詳細は、P13～P16参照。

再商品化（リサイクル）費用の平均落札単価の推移



(2) 市町村の品質調査の厳格実施と的確な改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分けている。

『ガラスびん』では、市町村の収集・選別の実態調査(50箇所)を行い、品質向上と残渣減少を目指した手引書の作成のための指針を構築した。『PETボトル』では、865保管施設を対象に品質調査を行ったが、そのうち前年度にDランク判定であった11保管施設に対して、22年度に立案した改善目標を確認しながら品質調査の立ち会いを行った。11件のうち8件はDランクのままであったため、再度、品質改善計画を立案してもらい今後の品質改善を要請した。また、『紙製容器包装』では106保管施設に対して品質調査を行ったが、そのうちDランクは5件(全体の5%)であった。Dランクの原因は、段ボール等の一般古紙の混入や危険物・衛生上の問題品の混入等であり、品質改善を要請した。

容器包装リサイクルの対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占める『プラスチック製容器包装』の分別収集物の品質改善は、リサイクルの効率的・効果的な実施のための重要課題として、特に力を入れて取り組んだ。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール(=分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包したもの)の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」(テーマ:プラスチック製容器包装収集物の品質改善等)を実施し、23年度は、25市町村等で開催し、533名が参加した。



指定保管施設における品質調査



指定保管施設におけるベール保管風景

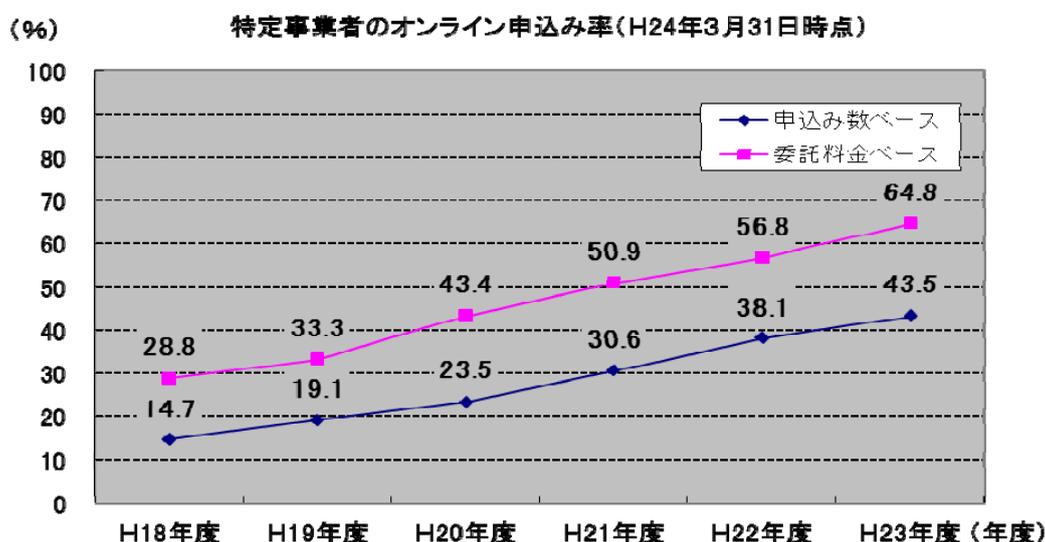
(3) 市町村からのPETボトルの円滑な引き渡し

“円滑な引渡しのお願い”の活動は、平成23年度で4年目になる。23年度は、特定事業者(PETボトルリサイクル推進協議会)、再生処理事業者(廃PETボトル再商品化協議会)などと連携して、4月～11月にかけて、大阪市、川崎市、東京都の各区など大都市を中心に独自処理量の多い33市区町村を訪問し、当協会への申し込みをお願いするとともに、独自処理の現状及び独自処理を実施する理由などについて聞き取り調査を行った。独自処理に伴うリスク、指定法人ルートの特長及び国内処理の重要性を重点的に説明し、指定法人への円滑な引渡しを求めた。また、23年より利用が拡大してい

るメカニカルBtoB用途を紹介し、国内循環の重要性を説明した。こうした結果、24年度分の市町村から当協会への引き渡し申込量は、昨年度の契約量よりも137トン増の197,797トンとなった。

(4) オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引渡しのオンライン申込について、当協会の諸会議や説明会等でのPR、或いはチラシ配布などの成果もあり、オンライン利用率はここ数年大きく伸びている。具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースで見ると、平成19年度が約19%、20年度が約24%に対して、21年度は約31%、22年度は約38%、更に23年度においては約44%となるなど、着実に伸びている。併せて、オンライン申込率の向上に対応して、オンライン申込に係るチェック項目の見直し等に取り組んだ。



3. 容り法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止及び危機管理体制の維持強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成23年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。

23年度の危機管理実績としては、一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動8件(前年度7件)、業務改善指示が14件(同12件)であった。また、23年11月からは、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての“指導票”を21通発信する等、23年度を通じて危機管理の各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、23年度は5件(同8件)の実績となっている。

② リスク管理体制の維持強化

当協会では、「危機管理規程」に基づく危機管理委員会等を機動的に機能させ、弁護士など専門家とも連携して、①協会の危機事象（リスク）分析、②具体的なリスク対応策の洗い出しと年間を通じた実施、③市町村・再商品化事業者・特定事業者、それぞれに関する危機事象への対応策等、を行った。また、日常的かつ具体的な方策の展開に当たっては、危機管理コア委員会或いは業務執行理事による常勤理事会等で対応した。

その他、当協会事務局の業務推進に係る危機管理対応としては、例えば、情報セキュリティシステムの運用を徹底し情報漏洩防止対策を万全に行うほか、自然災害、新型インフルエンザ発生時におけるBCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）の整備・活用に努めた。また、地震等不測の事態に備えるため、協会の業務処理システムREINSのバックアップシステム構築のための準備を進めた（平成24年9月稼働予定）。

(2) 再商品化業務の厳格化

再商品化業務の厳格化については、特に、プラスチック製容器包装が、他の素材と比べ多額の逆有償取引となっていること等もあり、平成23年度は、厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、①当協会の不定期・抜き打ちの現地検査の増強、②リサイクル製品利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任の明確化のための立入調査の一層の拡充、③市町村に拠る再商品化事業者への現地確認をサポートした（＝本件は、ガラスびんでも対応）。

また、プラスチック製容器包装のみならず、4素材全てに関わる事項としては、①24年度に向けての“登録審査判定会議”における消費者代表や弁護士の参画による公平性の担保、②不適正行為に関する“電話通報”への慎重な対処、等を行った。

(3) 再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

当協会では、容器包装のリサイクル義務のある特定事業者でありながら、その義務を果たしていない“ただ乗り事業者”への対策について、特定事業者間の公平性を確保するため、国との連携を密にしなが、次に掲げる事項を行った。①国の行うただ乗り対策の基礎資料として、再商品化委託申込の“書類送付事業者リスト”及び“申込事業者リスト”を主務5省に提出、②前年度申込（契約）事業者のうち、当年度未申込事業者に対して、文書により再商品化義務履行を要請（年3回）、③既契約事業者で、とりわけ大口の委託料未納事業者に対しては、23年度から新たに、当協会の顧問弁護士名をもって法的措置を念頭に置きつつ支払い督促状を送付、④当年度申込（契約）事業者のうち、過年度（12年度～22年度）分の申込等が漏れている事業者に対して文書により未申込年度のリサイクル義務履行を要請、⑤特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”（委託料金完納事業者リスト）を当協会ホームページに掲載、⑤全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、商工会議所・商工会の相談窓口等を通じて普及啓発に取り組んだ。

4. 市町村への資金拠出を実施

(1) 改正容リ法第10条の2に基づく市町村への資金拠出

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。21年9月に初めて市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出（1,408市町村等に約95億円を拠出）を行った。23年度においても、同年9月に、1,408市町村等に総額約99億7千万円の拠出を行った。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を行った。平成23年度中の781市町村等への拠出実績は約83億3百万円（22年度は、762市町村等で39億6千100万円）となった。（注：支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所と町村部に拠点を置く全国商工会連合会に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付及び普及啓発活動を行った。普及啓発活動は、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リサイクル制度の普及を推進した。

平成23年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全体 (合計)		件数		金額	
		件数	(%)	金額	(%)
申 込 内 訳	商工会議所	7,467件	(34.9%)	12,901,220,717円	(26.7%)
	商工会	3,158件	(14.8%)	1,700,468,834円	(3.5%)
	特定事業者から直接	9,289件	(43.5%)	31,304,747,613円	(64.8%)
	OPC	1,459件	(6.8%)	2,383,686,953円	(5.0%)

- (備考) 1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
3. 本表の実績は、24年3月末日現在の年度締め時点での数値。

6. 容リ制度に係る“普及啓発活動の強化策”の実施と“情報公開”

(1) 普及啓発活動の強化策の実施

当協会では、平成22年6月の定時評議員会の決議をもって、当分の間、容器包装リサイクル制度に係る“普及啓発活動の一層の強化策”を講ずることとした。23年度においても、前年度の成果を踏まえて普及啓発活動として、① 特定事業者向け説明会・個別相談会（全国20都市、約1,000名が参加）、② 事業者団体を通じた事業者向け普及啓発活動（10団体への訪問と協力依頼）、③ 協会ホームページと市町村ホームページ及び商工会議所・商工会ホームページとのリンク促進、④ 日本経団連及び日本商工会議所の広報媒体による普及啓発（23年11月～24年2月）、等を幅広く展開した。

(2) 協会ホームページ等を通じた情報発信と情報公開

容器包装リサイクル制度に対する一般の方々の理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。また、当協会ホームページを通じて、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者ごとの再商品化委託料金、再商品化義務総量や市町村からの引渡し量の推移等の有用な情報開示を推進し、情報提供ツールとして一層の活用を図った。

(3) 各種説明会等による普及・啓発

当協会では、各種説明会の開催や関係機関が開催する説明会への講師派遣等を通じて、市町村、再商品化事業者、特定事業者等への容器包装リサイクル制度の普及啓発を行った。

- ① 特定事業者向け説明会・個別相談会（平成23年11月～24年1月、於・全国20都市）、市町村説明会（23年11月、於・全国5ブロック）、再商品化事業者登録説明会（23年7月、於・東京）、再商品化に関する入札説明会（23年12月、於・東京）、契約事業者の業務手続きに関する説明会（24年3月、於・東京）等



特定事業者向け説明会・個別相談会
（23年12月、於：東京商工会議所）



再商品化事業者登録説明会
（23年7月、於：東京）

- ② 自治体、事業者団体、消費者団体等が主催する諸会合・セミナー等への当協会役職員の講師派遣

- ③ 日本商工会議所及び全国商工会連合会が主催する各地商工会議所・商工会事務局の
容リ法担当職員向け研修会に講師派遣

7. 関係主体との共創の推進

(1) 主体間連携に向けた取り組みの強化

「プラスチック製容器包装の再商品化手法にかかる中央環境審議会・産業構造審議会の
合同会合」（平成22年8月2日開催）における取りまとめを受けて、関係主体による意見
交換の場として「環境配慮設計と材質表示等に関する意見交換会」を23年度に開催する
こととしていたが、諸般の事情から、第1回目（22年12月2日）、第2回目（23年3月30日）
とも22年度に前倒し開催し、23年度においては、第3回目を23年5月26日に開催した。こ
うした意見交換を通じて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市
民、市町村等、関係主体との更なる信頼の確立と緊密な連携に資することができた。

(2) 国内関係機関との連携

平成23年度は、農林水産省農政局担当者との意見交換会を、全国9箇所で開催した。
農政事務所側から合計151名の容器包装リサイクル法の担当者の参加を得て、種々の意
見交換を通じて情報共有を行うことができた。

また、容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省及び清掃事業におい
て市町村の声を集約する（社）全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月
1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議
等を行った。また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイ
クルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

(3) 外国関係機関との交流・調査等

当協会では、海外におけるリサイクル事情の把握、とりわけ中国における廃PETボ
トルを巡る諸情勢の把握と情報収集を行うため、平成23年5月23日～6月3日、現地
への訪問調査を実施し、その報告書を、当協会HPで公開した。なお本調査は、21年度・
22年度に続き、今回が3回目となる。その他、23年11月16日から4日間、韓国を訪問
し、日本国内で生産されている再商品化製品（ペレット）の同国における利用状況等
について調査した。

8. 事務局業務の改善とエコ活動の推進など

(1) 業務改善の推進

当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案さらには苦
情・クレーム、又、全国主要都市で開催している「特定事業者向け説明会・個別相談会」

での質問や相談事項について、協会業務の重要な改善の手掛かりと位置づけ、事務局内で毎月1回開催している「業務改善検討会」において、運営面や手続き等に関して改善を必要とする課題、例えば、特定事業者からの委託申込に係る請求書・承諾書の見直し、協会HPのQ&Aの見直し、特定事業者からの個別照会事項への対応等について細部に亘って検討を行い、具体的な改善策を立案し実施してきた。

(2) 事務局内における3R推進・エコ活動への取り組み

事務局における3R推進やエコ活動として、平成21年度から取り組んでいる申し込み書類の見直し等“紙使用量の削減”の取り組みを継続した。さらに、東日本大震災によって、東京電力・東北電力管内の電気供給力が大幅に減少する見通しを受けて、当協会として「23年夏期節電対策」（7月～9月）を決定し、エアコン、蛍光灯、パソコン、その他電気器具の節電を実行するとともに、クールビズを前倒して実施した。なお、当協会では、同年9月以降、現在まで、各種電気器具の節電は継続している。

9. 公益財団として相応しいガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

当協会が平成22年4月1日、新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に移行し、24年3月末で満2年を経過した。当協会では、公益財団法人として、従前にも増して、ガバナンス（内部統制）の確立とコンプライアンス（法令遵守などの内部統制）の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営に努めた。このため、23年度から全ての素材における登録事業者判定会議への弁護士や消費者の参加、監事2名に公認会計士や弁護士の登用など、外部人材による当協会業務へのチェック機能を強化している。

また“民による公益の増進”という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させていくため、23年度においても、前年度に引き続き、役職員全員を対象とした「危機管理セミナー」を外部講師を招請して開催する等、教育研修を実施した。

10. 東日本大震災の被災地支援のための弾力対応

平成23年3月11日午後、三陸沖から東北地方、更に関東地方までの広い範囲で、マグニチュード9.0という日本の観測史上最大規模の大地震「東日本大震災」が発生した。それによる大津波、加えて東京電力福島第一原子力発電所の損傷による放射能漏れ等の重大事故が重なり、被災地をはじめわが国経済社会に大きな被害をもたらした。このため、被災したこれら地域の多くの住民の方々、企業・事業所、市町村などの行政機関、更には当協会の協力団体である各地商工会議所・商工会などの多くも被災する等、地域経済社会の基盤を根底から覆す壊滅的な被害となった。以来、1年余の時間が経過する中で、被災地における復興・復旧は徐々に進んでいるものの、まだまだ克服すべき課題は多い。

当協会では、大震災発生当初は、東北地方及び関東の被災地区における関係主体の被災状況の実態把握を行ないながら、主務5省との緊密な連携の中で、①被災地域の市町村・再商品化事業者に係る事務処理の弾力対応、②被災地域の再商品化事業者の費用負担の軽減などの支援、③被災地域の特定事業者の再商品化委託料の支払に係る弾力対応等を迅速に行った。こうした中で、当協会では被災地域が復興する迄の間、市町村が分別収集・保管を行う容器包装ごみ等が分別基準に適合しない場合どうするのか、また再商品化事業者の被災によって被災地域外の市町村においても分別基準適合物の引き渡し先の選定をどうするのか等の具体的な対応策を整理し、個別の市町村・個別の再生処理事業者の被災状況に応じて弾力的に対応した。また、被災した多くの特定事業者に係る23年度再商品化委託申込についても弾力的な措置を講じた。

以上、当協会の23年度再商品化業務は、東日本大震災という未曾有の大災害を受けた被災地域の状況を睨みながら、被災地域の再建に向けた動きの中で種々の特別措置などを講じつつ再商品化業務全体への影響を最小限に抑えながら、大きな支障をきたすことなく終了した。

Ⅱ 事業実施状況

1. 平成23年度再商品化業務を実施

～容器制度のセンター機能を果たして、最適なリサイクルの環づくり～

当協会は平成23年度において、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容リ法」という）に基づく指定法人として、特定事業者から容器包装のリサイクル義務（＝容リ法では「再商品化義務」という）の履行について委託を受け、市町村が収集した分別基準適合物である①ガラスびん（無色・茶色・その他の色の3種）、②PETボトル、③紙製容器包装（除、紙パック・段ボール）、④プラスチック製容器包装、のリサイクルを行った。

これらの「容器」や「包装」を利用して商品を販売・輸入している事業者及び「容器」を製造している事業者（以下、「特定事業者」という）は、容器や包装が各家庭から分別排出された後は、容リ法によるリサイクル義務を負っている。しかしながら現実問題、全国の家から排出される使用済みの容器や包装を、個々の事業者がそれぞれに回収しリサイクルすることは難しいケースが圧倒的に多い。このため、当協会は、最適な“リサイクルの環”づくりのコーディネーターとして、また、容器包装リサイクル制度のセンター機能を果たすことで、全国の特定事業者から支払われた“再商品化委託料”をもって、当該事業者 に代わって、使用済み容器包装のリサイクルを行った。

主務大臣の認可を受けた4素材ごとの平成23年度再商品化実施委託単価

素 材		再商品化実施委託単価
ガラスびん	無色	4,200円（3,800円）/トン
	茶色	5,600円（5,300円）/トン
	その他の色	8,900円（9,500円）/トン
PETボトル		3,600円（4,200円）/トン
紙		13,000円（16,000円）/トン
プラスチック		52,000円（53,200円）/トン

※（ ）内は前年度委託単価

平成23年度に特定事業者がリサイクルを義務付けられた「再商品化義務総量」

下段（ ）内は前年度の公表値、単位：千トン

特定分別基準適合物	23年度分別収集計画量 (a)	23年度再商品化見込量 (b)	a、bいずれか少ない量を基礎に算出 (c)	特定事業者責任比率 (%) (d)	23年度再商品化義務総量 (c)×(d)×1/100
ガラスびん (無色)	342 (359)	160 (180)	160 (180)	95 (93)	152.00 (167.40)
ガラスびん (茶色)	294 (308)	150 (170)	150 (170)	79 (78)	118.50 (132.60)
ガラスびん (その他)	180 (184)	160 (130)	160 (130)	90 (87)	144.00 (113.10)
PETボトル	301 (315)	419 (384)	301 (315)	100 (100)	301.00 (315.00)
紙製容器包装	128 (161)	339 (356)	※38 (37)	98 (96)	※37.24 (※35.52)
プラスチック製容器包装	785 (935)	1,536 (1,291)	785 (935)	99 (97)	771.15 (906.95)

(備考) 1. 特定事業者の多くは、本表の義務総量に基づいて計算される「再商品化義務量」に応じた再商品化義務の履行を当協会に委託している。

2. 紙製容器包装の23年度再商品化義務総量は、(a)の値から(a<bの為)、環境省が調査した市町村独自処理分(平成23年度は90千トン)を差し引いた量に、特定事業者責任比率(d)をかかけたもの。

(1) 平成23年度再商品化業務の実施

① 特定事業者からのリサイクルの受託

特定事業者は、当協会にリサイクルの義務履行を委託するため、製造・利用又は輸入した「容器」や「包装」の使用量を、自ら記載した帳簿に基づき、当協会指定の再商品化委託申込書に素材ごとに記入し、オンライン又は各地商工会議所・商工会等を通じて、毎年度、再商品化委託申込手続きを行うことになっている。

平成23年度は、73,659社（前年度は73,557社）の特定事業者から再商品化（リサイクル）の義務履行を受託した。

平成23年度再商品化委託申込み受託状況（特定事業者分）（ ）内は前年度実績

素 材	受託社数 (注)	受託量 (ト)	受託金額 (千円)
ガラスびん	3,3667 (3,479)	366,035 (404,265)	2,181,619 (2,317,958)
無色	2,890 (2,967)	148,871 (165,913)	625,258 (630,468)
茶色	1,467 (1,538)	114,059 (137,345)	638,729 (727,930)
その他の色	1,197 (1,220)	103,105 (101,006)	917,632 (959,560)
PETボトル	1,319 (1,340)	266,158 (248,932)	958,168 (1,045,515)
紙	55,064 (53,928)	40,084 (38,001)	520,979 (607,907)
プラスチック	71,903 (71,666)	859,204 (970,578)	44,629,358 (51,580,128)
合 計	73,659 (73,557)	1,531,481 (1,661,776)	48,290,124 (55,551,508)

(注) 1社で複数の素材を扱っている場合もあるため、素材ごとの受託社数の合計と合計欄の受託社数は一致しない。また、受託社数には、一括代理人契約により本部等で一括申込みを行っている新聞販売所やコンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等も個店（1社）としてカウントしている。

② 市町村負担分の受託状況（支払ベース）

容器包装のリサイクル義務が免除されている“小規模事業者”（容リ法第2条第11項の四）に係るリサイクル費用は、市町村の負担とされている。このため、当協会では市町村と、小規模事業者分のリサイクル業務の実施契約を締結し、平成23年度再商品化委託単価に基づき、991市町村（22年度985市町村）から受託し、リサイクルを実施した。

但し、PETボトルについては、その製造等事業者、利用事業者に“小規模事業者”が存在していないことから、受託量は0トンで、リサイクル費用は発生していない。しかし、一部の市町村では、PETボトルを押しつぶす減容機を備えておらず、家庭から排出されたPETボトルを収集後、ベール（＝圧縮して結束材で梱包し、俵状にしたもの）にできないことから、ボトルのまま（＝「丸ボトル」という）当協会が契約している再商品化事業者に引き渡している。丸ボトルは、ベールに比べて容積で約7倍、運搬費も約7倍かかると言われ、容リ法上、リサイクルの対象となる分別基準適合物ではないが、当協会はリサイクルを推進する観点から、主務省の指導により、当該市町村がその運搬費を負担することを条件に引取りを行い、23年度は、当該市町村から1千100万円（表※）の支払いがあった。

平成23年度再商品化委託申込み受託状況（市町村負担分）（ ）内は前年度実績

素 材	受託量 (ト)	受託金額 (千円)
ガラスびん	37,221 (43,035)	233,749 (270,377)
無色	4,878 (6,759)	20,490 (25,684)
茶色	22,603 (23,792)	126,574 (126,096)
その他の色	9,740 (12,484)	86,685 (118,597)
PETボトル	0 (0)	※ 11,005 (17,068)
紙	517 (1,114)	6,725 (17,821)
プラスチック	4,901 (13,208)	245,832 (702,657)
合 計	42,639 (57,356)	497,311 (1,007,923)

③ 市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

当協会では、全国1,742カ所の市町村（平成24年1月4日現在、東京23区含む、総務省調べ）のうち、1,540カ所（協会と契約している東京23区のうち22区を含む）と23年度業務実施契約（引取契約）を締結し、市町村が各家庭から分別収集する使用済み容器包装を保管する全国1,683ヶ所（前年度1,646カ所）の保管施設ごとに、再商品化事業者からの電子入札を受け付け、その入札結果によって、4素材ごとに選定された再商品化事業者（別項2-(1)-①参照）にリサイクル業務を委託した。

23年度に市町村から引き取った使用済み容器包装（ガラスびん、PETボトル、紙及びプラスチック製容器包装）の総量は、ガラスびん345,368トン（前年度比101.6%）、PETボトル194,996トン（同100.4%）、紙製容器包装26,895トン（同94.7%）、プラスチック製容器包装650,345トン（同102.4%）、合計1,217,604トン（同101.6%）であった。

詳細は、別紙「市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況」に記載のある①対象市町村総数・保管施設数、②契約量・引取実績量・引取達成率、③再商品化製品利用状況、のとおりである。

④ 再商品化実施委託料金及び抛出委託料金の精算

平成24年度においては、23年度の再商品化実施委託料金の精算に加え、22年度の抛出委託料金の精算も行われる。個々の特定事業者の精算金額は、4素材ごとに次の計算式で算出される。

（再商品化実施委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{再商品化実施委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成23年度予定実施委託料金}}{\text{平成23年度再商品化予定実施委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

（抛出委託料金 精算金額）

$$\frac{\text{抛出委託料金の精算金額 (B)} \times \text{個別特定事業者の平成22年度予定抛出委託料金}}{\text{平成22年度再商品化予定抛出委託料金の総額 (精算前 A)}}$$

【注】精算率 = B / A × 100%

2. 再商品化業務の一層の改善と円滑化

（1）健全なリサイクルのための社会的コストの適正化

① 24年度入札に向けた事業者登録審査及び入札選定の状況

平成24年度の入札を希望する再商品化事業者を23年7月に募集した。入札のための登録審査は、再生処理施設の内容・水準、リサイクル製品の規格値、販売能力や財政的基礎など、第三者の技術専門機関の協力を得て、再生処理ガイドライン・審査マニュアル等に基づいて行った。財政的基礎に関する審査については、債務超過等の財政的問題がある事業者について、必要に応じて中小企業診断士による財務診断等を実施し、契約履行に支障があると判断された事業者は欠格とした。

当協会では、以上の審査に合格し登録された事業者を対象に、保管施設ごとに一般競争入札を行い、分別基準適合物ごとの落札事業者（ガラスびん62社、PETボトル56社、紙44社、プラスチック65社）を選定し、再商品化実施契約を締結した。24年度と23年度の登録・落札事業者数の比較は、次のとおりである。

平成24年度・23年度 登録申込・登録・落札事業者数の比較

素 材	登録申込		登録		落札	
	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度
ガラスびん	70社	71社	69社	71社	62社	60社
PETボトル	64社	66社	63社	60社	56社	52社
紙	66社	70社	65社	66社	44社	41社
プラスチック	89社	97社	85社	95社	65社	74社

- (備考) 1. 18年度以降の入札は、全て電子入札で行っている。
 2. プラスチックにおいては「上限値」を設定し、それを超える入札は無効とした（一部例外を除く）。
 3. 地域別・品目別の入札選定結果(保管施設名、特定分別基準適合物の種類、再商品化事業者名、工場名、落札トン数、落札単価、構成市町村)を当協会ホームページで公表した(24年4月)。

② 素材毎の「平成24年度入札選定結果」のポイント

イ) ガラスびん

- ・落札数量は、前年度より1,885トン多い、354,269トンになった。
- ・落札単価は、ほぼ前年度並みとなった。

<ガラスびん色別落札単価(加重平均)>

	落札単価(円/トン)		
	24年度(a)	23年度(b)	前年度比(a-b)
無色	4,253	4,146	107
茶色	4,642	4,511	131
その他色	6,087	6,256	-169
合計	4,992	4,963	29

ロ) PETボトル

- ・落札数量は、前年度並みの197,797トンになった。
- ・落札単価の加重平均は有償の48,890円/トンで前年度より1,030円有償化が進んだ。
- ・有償分落札数量は、194,598トンで、全体量の98.4%となった。
- ・有償分の総落札価額は9,833百万円となり、1.7%増加した。
- ・落札最低価格は有償の65,080円/トンとなった。

<PETボトル落札単価>

		落札単価(円/トン)		
		24年度(a)	23年度(b)	対前年度(a-b)
総平均		-48,890	-47,860	-1,030
	有償分	-50,532	-49,827	-705
	逆有償分	50,983	55,398	-4,415

八) 紙製容器包装

- ・落札数量は27,421トンとなり、前年度から1,340トン減少した。
- ・落札単価の加重平均は、有償の5,833円/トンで前年度より523円有償化が進んだ。
- ・有償分落札数量は、22,307トンで、全体量の81.3%となった。
- ・有償分の総落札価額は187百万円となり、前年度より6百万円増加した。

<紙製容器包装落札単価>

	落札単価 (円/トン)		
	24年度(a)	23年度(b)	対前年度(a-b)
落札単価	-5,833	-5,310	-523

二) プラスチック製容器包装

- ・落札数量は、前年度より11,555トン少ない667,038トンになった。
- ・材料リサイクルの優先枠を市町村申込量の50%とした。
- ・材料リサイクル落札量は、全体の51.5%となり前年度より2ポイント下がった。
- ・上限値設定は、95,000円/トン（前年度98,000円/トン）を設定した。
- ・トータルでの落札単価は、前年度並みとなった。材料リサイクル（白色トレイ除く）は、1,794円/トン下落したが、高炉還元剤化1,608円/トン、コークス炉化原料化3,927円/トンをはじめとして、他の手法はすべて上昇した。

<プラスチック製容器包装手法別落札単価>

	落札単価 (円/トン)		
	24年度(a)	23年度(b)	対前年度(a-b)
プラスチック製容器包装（白色トレイを除く）	55,598	55,823	-225
<リサイクル手法>			
材料リサイクル（白色トレイを除く）	69,789	71,583	-1,794
ケミカルリサイクル	40,481	37,631	2,850
油化	-	-	-
高炉還元剤化	33,603	31,995	1,608
コークス炉化学原料化	45,171	41,244	3,927
ガス化	31,358	30,775	583
プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）	55,773	55,783	-10
材料リサイクル（白色トレイ）	207,444	24,634	182,810

(備考) 白色トレイとは、白色の発泡スチロール製食品用トレイのこと。

<参考> プラスチック製容器包装のリサイクル手法

リサイクル手法		定 義	利用用途
材料リサイクル		異物を除去、洗浄、破砕その他の処理をし、ペレット等のプラスチック原料を得る	パレット、コンパネ、擬木、成形品等
ケミカルリサイクル	油化	異物の除去、破砕、脱塩素、熱分解、精製その他の処理をし、炭化水素油を得る	化学工業での原材料燃料
	高炉還元剤化	異物の除去、破砕、塩ビ除去、検査、分級その他の処理をし、高炉で用いる還元剤を得る	高炉還元剤
	コークス炉化学原料化	異物の除去、破砕、検査、分級その他の処理をし、コークス炉で用いる原料炭の代替物を得る	コークス（還元剤） 炭化水素油（化学原料） ガス（発電）
	ガス化	異物の除去、破砕、熱分解、改質、精製その他の処理をし、水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得る	アンモニア・メタノール等の化学原料、燃料
固形燃料化等 *		異物の除去後、固形燃料等の燃料を得る	燃料

- (備考) 1. 緊急避難的、補完的手法として位置づけられている「固形燃料化等」の手法については、再生処理事業者の登録は実施しているが、実際には使用されていない（*）。
2. ケミカルリサイクルの定義欄に記載の“分級”とは「粒の大きさを揃える」ということである。

(2) 市町村収集物の「品質調査」の厳格実施と品質改善アプローチ

各素材の容器包装とも、市町村から引取る分別収集物の一層の品質改善を促すために、当協会からリサイクルを委託している再商品化事業者の協力を得ながら、「品質調査」を厳正に実施するとともに、品質改善に向けたアプローチに力を注いだ。なお、品質評価は、Aランク、Bランク、そして最低のDランクの3段階に分かれている。

① ガラスびん

ガラスびんの平成23年度の品質改善は、まず県庁所在地及び30万人以上の都市(実施50市町村)への訪問調査を行うことからスタートし、選別現場で市町村の担当者と施設の現場担当者を交えて、現状の収集・選別方法についての意見交換を行い、品質改善及び残渣減少のための課題と解決策を構築した。ガラスびんは割れる素材であるため、色選別の前に細かく割れてしまうと選別できずに残渣となってしまふ。この状況を解決していくことがガラスびんの品質改善につながり、ひいてはリサイクル率アップに貢献することになる。今後はこの訪問調査を踏まえて「分別収集の手引き」を作成し、継続的に市町村に対して改善への理解を求めていく。

② PETボトル

平成23年度のべール品質調査は、878件(22年度は877件)対象に行った。その結果、Aランク813件・92.6%(同809件・92.2%)、Bランク40件・4.6%(同40件・4.6%)、Dランク25件・2.8%(同28件・3.2%)と、前年度とほぼ同様の結果になっている。

品質調査結果がDランクであった11保管施設に対して、22年度に立案した改善目標を確認しながら品質調査の立会いを行った。11件のうち8件はDランクのままであったため、再度、品質改善計画を立案してもらい今後の品質改善を要請した。

品質改善の一例を紹介すると、「配布物を使つての市民への啓発」「市民対象の講座開催時の啓発」「中間処理の選別強化」「専用指定袋にPETボトルのキャップを外すことを印字」などがある。

③ 紙製容器包装

平成23年度は、2月末時点で引き取りのあった106の保管施設に対して調査を実施した。23年度の保管施設数は113であり、実施率は94%であるが、結果は次の通りである。

Aランク98件・92%（前年度101件・93.5%）、Bランク3件・3%（同0件・0.0%）、Dランク5件・5%（同7件・6.5%）。Dランクの原因は、段ボール等の一般古紙の混入や危険物・衛生上の問題品の混入等であった。

④ プラスチック製容器包装

イ) ベール品質調査の実施、破袋度向上が課題

プラスチック製容器包装のベール品質調査については、平成22年度と同様に、第1回目の調査を4月～10月に行った。容器包装比率85%を下回るDランクが3件となる反面、破袋度Dランクが49件に急増した。当該市町村に改善計画提出を求め、基本的には各保管施設での追加調査を11月から順次実施しており、3月中に終えた。これを踏まえて、容器包装のDランク市町村に実施している再調査を破袋度Dランクについても実施する必要があることを国に説明して、24年度から再調査を明記することとした。第1回目調査への市町村立会い率は昨年度より高まり約57%となっており、ベール調査への理解促進につながっている。

ロ) 市町村での“出前講座”の実施

容り法の対象素材の中でも、圧倒的なボリュームを占めるプラスチック製容器包装の分別収集物の品質改善は重要課題の一つであり、特に、力を入れて取り組んだ。当協会では平成20年度から、プラスチック製容器包装のベール（＝分別収集したものを圧縮し、結束材で梱包し俵状にしたもの）の品質改善に向けて、市町村担当者を対象とした「出前講座」（テーマ：プラスチック製容器包装収集物の品質改善等）を実施し、23年度は、25市町村で開催し533名の参加者があった。

平成23年度「出前講座」の開催実績

No.	実施市町村・一部事務組合	実施日	参加者	No.	実施市町村・一部事務組合	実施日	参加者
1	新潟県南魚沼市	5/10	8名	14	愛知県名古屋市	9/6	15名
2	三重県伊賀市	5/17	25名	15	大阪府豊中市伊丹市クリーンランド	9/21	47名
3	埼玉県朝霞市	5/26	25名	16	北海道千歳市	10/4	15名
4	兵庫県神戸市	6/30	25名	17	愛知県額田郡幸田町	10/7	15名
5	〃	7/1	20名	18	滋賀県野洲市	10/18	6名
6	鹿児島県指宿市	7/6	10名	19	高知県南国市	11/2	9名
7	神奈川県茅ヶ崎市	7/12	15名	20	香川県高松市	11/25	46名
8	静岡県駿東郡長泉町	7/22	12名	21	高知県高知市	1/20	40名
9	三重県伊賀南部環境衛生組合	8/10	24名	22	神奈川県中郡大磯町	2/22	25名
10	富山県下新川郡入善町	8/18	25名	23	奈良県生駒市	2/24	50名
11	山口県周南市	8/23	30名	24	大阪府大阪市	3/27	12名
12	奈良県生駒市	8/24	12名	25	東京都港区	3/28	10名
13	長野県北部総合事務組合環境WG	9/2	12名	＜参加者総計 533名＞			

- ・ 1回の開催時間：2時間30分～3時間
- ・ 内容：基本知識（①「容器」「包装」とは、②「分別基準適合物」とは、③ペール品質の評価基準、④ペール品質の現状）、現場での選別作業状況の確認（①実物判定のケーススタディー、②現場作業後の質疑応答）、市町村担当者との確認

（3）市町村からのPETボトルの円滑な引き渡し

“円滑な引渡しのお願い”の活動は、平成23年度で4年目になる。23年度は、特定事業者（PETボトルリサイクル推進協議会）、再生処理事業者（廃PETボトル再商品化協議会）などと連携して、4月～11月にかけて、大阪市、川崎市、東京都の各区など大都市を中心に独自処理量の多い33市区町村を訪問し、当協会への申し込みをお願いするとともに、独自処理の現状及び独自処理を実施する理由などについて聞き取り調査を行った。独自処理に伴うリスク、指定法人ルートの特長及び国内処理の重要性を重点的に説明し、指定法人への円滑な引渡しを求めた。また、23年より利用が拡大しているメカニカルBtoB用途を紹介し、国内循環の重要性を説明した。

依然として、経済的な理由で独自処理を選択しているという市町村が全体の約4割あり、高額な売却金額が得られる上に“当事者として問題となるような事態を経験していないので、独自処理によるリスクを感じていない”という市町村が多く見られた。また、地元企業の育成や組合等と随意契約を結んでいるため独自処理しているという市町村が3割弱あり、担当者の理解は得られたが、既存の流れを変えることは難しいという回答が多かった。

こうした結果、24年度分の市町村から当協会への引き渡し申込量は、昨年度の契約量よりも137トン増の197,797トンとなった。

（4）オンライン申込の促進による業務の効率化

特定事業者からの再商品化委託申込み、市町村からの分別基準適合物の引渡しのオンライン申込について、当協会の諸会議や説明会等でのPR、或いはチラシ配布などの成果もあり、オンライン利用率はここ数年大きく伸びている。具体的には、特定事業者の直接オンライン申込率は、件数ベースで見ると、平成19年度が約19%、20年度が約24%、21年度が約31%、22年度が約38%、更に23年度においては約44%となるなど、着実に伸びている。併せて、オンライン申込率の向上に対応して、オンライン申込に係る誤入力を修正するためのチェック項目の見直し等に取り組んだ。

当協会では、契約事務の一層の高度化のためオンライン化の一層の推進に努めており、市町村においても前年度の約89%から約91%（引渡申込時の利用率）に伸びる等、いずれの利用率も前年度を上回る状況となっている。なお、再商品化事業者については、電子入札制度との関係で100%の利用率となっている。

3. 容リ法の適正な遂行と運用の厳格化

(1) 不正及び不適正行為の防止と危機管理体制の維持・強化

① 不正及び不適正行為の防止

当協会は、平成 23 年度再商品化業務の実施に当たって、再商品化事業者との契約に基づくコンプライアンスの徹底や不当利益を意図した当協会への虚偽の報告がないか等、多面的な不正防止策を実行し、不適正行為の防止を図った。当協会業務の中立性・公正性を確保するとともに、手続の適正性を十分に担保するために「再商品化実施に関する不適正行為などに対する措置規程」の充実、及びこれら手続規程の一層の整備を行った。

23 年度の危機管理実績としては、一点目は、日常的な事業者管理を通じて把握した不適正行為による措置の発動 8 件（前年度 7 件）、業務改善指示が 14 件（同 12 件）であった。また、23 年度 11 月からは、不適正行為の確認や業務改善要請の意味合いを持たせた予防的措置としての“指導票”を 21 通発信する等、23 年度を通じて危機管理の各種施策を徹底した。二点目は、「公益通報」いわゆる通報専用ダイヤルを通じて把握した告発情報であるが、23 年度は 5 件（同 8 件）の実績となっている。ちなみに、こうした専用ダイヤルで寄せられた公益通報への対応は、それが風説流布につながることはないよう、情報の管理も含めて慎重な対応を行った。

当協会では、現在の不正・不適正行為の水際での防止策をしっかりと機能させていくために、24 年度以降も、再商品化事業者の日常的な管理を徹底していくこととしている。

② リスク管理体制の維持強化

当協会「危機管理規程」に基づき、日常の危機管理体制の維持に努めるとともに、危機管理の対象となる事象が発生した場合には、同規程に定める危機管理委員会等を機動的に機能させ、弁護士など専門家とも連携して、迅速な意思決定を行った。本委員会では、①協会の危機事象（リスク）分析、②具体的なリスク対応策の洗い出しと年間を通じた実施、③市町村・再商品化事業者・特定事業者、それぞれに関する危機事象への対応策等、を行った。また、日常のかつ具体的な方策の展開に当たっては、危機管理コア委員会或いは業務執行理事による常勤理事会等で対応した。

その他、当協会事務局の業務推進に係る危機管理対応としては、例えば、情報セキュリティシステムの運用を徹底し情報漏洩防止対策を万全に行うほか、自然災害、新型インフルエンザ発生時における BCP（Business Continuity Plan、事業継続計画）の整備・活用に努めた。また、地震等不測の事態に備えるため、協会の業務処理システム REINS のバックアップシステム構築のための準備を進めた（24 年 9 月稼働予定）。

③ 業務の適正実施のフォローと現地検査（訪問調査）など

リサイクル業務の適正な実施に当たっては、再商品化事業者に設備稼働状況、製品の販売、市町村からの引取物・仕掛品・製品の在庫、残渣処分等に関して、当協会の指定様式による月報等の報告書を定期的に提出させた。同時に、当協会との契約に基づく再商品化業務が確実に実施されていることを確認するため、定期報告の記載内容等に関する現地検査（PET ボトル事業部においては“訪問調査”）を実施した。

素材ごとに行った現地検査（訪問調査）の平成23年度実績は、次のとおり。

平成23年度現地検査（訪問調査）の実績

素 材	実 績（前年度）		
ガラスびん	43社	44施設	(80社 80施設)
PETボトル	31社	33施設	(34社 36施設)
紙	57社	66施設	(53社 61施設)
プラスチック	74社	155施設	(84社 162施設)

（備考）上記現地検査（訪問調査）には、登録審査時の現地審査、あるいは再商品化製品利用事業者に対する調査などは含まれていない。

（2）再商品化業務の厳格化

再商品化業務の厳格化については、特に、プラスチック製容器包装が、他の素材と比べて多額の逆有償取引となっていること等もあり、平成23年度は、厳格かつ適切な履行のために、再商品化事業者との再商品化実施契約上の措置等について、以下の点の強化に努めた。

- ① 昨年度に引き続き、23年度も不定期・抜き打ちの現地検査を継続実施。
- ② リサイクル製品利用事業者に対しては、実際に利用した量を証する書類（利用証明書）の提出を求めているが、23年度は、利用事業者の不適正行為に関する再商品化事業者の管理責任をより明確にし、措置の実効性を確保するために、立入調査の一層の拡充を行った。
- ③ 市町村が行う再商品化事業者への現地確認をサポートした（＝本件は、ガラスびんでも対応、24年度からは紙製容器包装でも対応）。

また、プラスチック製容器包装のみならず、4素材全てに関わる事項としては、① 24年度に向けての“登録審査判定会議”における消費者代表や弁護士の参画による公平性の担保、② 21年度から整備した不適正行為に関する“電話通報窓口”の活用を図り、受け付けた通報（23年度実績は5件）については、風説流布等による業務妨害とならないよう適切に対処した。

（3）再商品化義務の不履行事業者（ただ乗り事業者）への対応

国では、容器包装の再商品化義務履行に関して、「ただ乗り事業者」（＝リサイクル義務を負っているにも拘わらず委託料の支払いを行わない事業者、過少申告の事業者、申込・契約をしながら委託料金を未払いの事業者等）対策を強化している。当協会においても平成23年度は、「ただ乗り事業者」対策の実効性を更に高めていくために、前年度に引き続き、次に掲げる自主的な取り組みを継続した。

- ① 国のただ乗り事業者対策に係る情報提供として、再商品化委託申込に関する“書類送付事業者リスト”（年度初め）及び“委託申込事業者リスト”（毎月）を主務省に提出
- ② 前年度申込（契約）事業者のうち、当年度申込（契約）を行っていない事業者に対して文書によりリサイクル義務履行を要請（年2回：23年9月、24年2月）
- ③ 既契約事業者で、とりわけ大口の委託料未納事業者に対しては、23年度から新たに、当協会の顧問弁護士名をもって法的措置を念頭に置きつつ、支払い督促状を送付。

- ④特定事業者間の相互牽制の観点から“再商品化義務履行者リスト”を当協会ホームページに掲載（13年7月から継続）
- ⑤全国各地の関係事業者に義務履行を呼びかけるため、日本商工会議所・全国商工会連合会を通じて各団体が発行する広報媒体や相談窓口を通じた普及啓発活動を実施

また、ただ乗り事業者対策の一環として、特定事業者の素材ごとの再商品化委託料金額を、当協会ホームページへの掲載に同意した事業者に限定して20年10月以降、定期的な更新を行って公開している。更に、23年度は、別項5－.(2)で説明する、主要20都市の商工会議所と当協会が共催（協力：日本商工会議所、全国商工会連合会）で、「容リ制度に関する特定事業者向け説明会及び個別相談会」を開催。未契約特定事業者にも広く呼びかけ、制度への理解を求めると共に、再商品化義務を履行するよう啓発に努めた。

こうした取り組みによって、23年度は過年度における義務不履行分として567社(22年度は629社)から7億3,300万円（同4億600万円）の申込を受付けた。

4. 市町村への資金拠出を実施

(1) 改正容リ法第10条の2に基づいて、市町村への資金拠出を実施

平成20年4月から施行された改正容リ法第10条の2に基づく「市町村への資金拠出制度」は、市町村等が当協会に引き渡す分別基準適合物について、品質面で異物混入や汚れ等の品質を改善する努力によって効率化された分と費用面で効率化された分の寄与に応じて資金拠出する仕組みである。

21年9月に初めて市町村及び一部事務組合（以下、「市町村等」という）への資金拠出（1,408市町村等に約95億円を拠出）を行った。23年度においても、同年9月に、1,408市町村等に総額約99億7千万円の拠出を行った。

(2) PETボトル等の有償入札に伴う市町村等への拠出額は約83億3百万円

PETボトル及び紙製容器包装の再商品化委託に係る有償入札（＝再商品化事業者が当協会に金銭を払って委託するリサイクル業務の受託に係る入札）に伴う収入について与信管理を厳格に行うとともに、これら収入については引き続き、個別市町村等に対して、“引き取り量”及び“再商品化委託単価”に応じた資金拠出を実施した。

平成23年度中の781市町村等への拠出実績は約83億3百万円（22年度は、762市町村等で39億6千100万円）となった。（注：支払対象市町村数は、前年度分の支払残を5月に支払う市町村が、年度末の3月に支払う市町村と重複する場合は、1市町村として数えた。）

5. 商工会議所・商工会への業務委託

当協会では、政令（平成7.12.14、容リ法施行令）に基づいて、全国の主要都市に拠点を置く日本商工会議所（日商、24年4月1日現在で514商工会議所）と町村部に拠点を置く全国商工会連合会（全国連、24年4月1日現在で1,695商工会）に業務委託を行い、その全国ネットワークの中で、各地の特定事業者からのリサイクルの委託申込の受付及び普及啓発活動を行った。普及啓発活動は、両団体の地域特性に応じた方法で、会報やホームページを通じた関連情報の提供など、容器包装リサイクル制度の普及を推進した。

（1）特定事業者からの再商品化委託申込状況

当協会の平成23年度における特定事業者からの「再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額」は、合計で21,373件（前年度22,399件）・482億9,012万円（同556億600万円）となっている。

申込方法は、①全国の商工会議所・商工会経由によるオンライン申込と、②特定事業者自身によるオンライン申込を原則としている。なお、一部に商工会議所・商工会が申込受付を締め切った後（6月末日以降）に、OPC（＝協会オペレーションセンター※）に申込みを行ってくる特定事業者もある。ちなみに、特定事業者自身によるオンライン申込の件数を前年度と比較すると、22年度8,543件（利用率38.1%）に対して、23年度は9,289件（同43.5%）と伸びている。

※ OPCは、「運用セクション」と「お問い合わせ窓口」の2つの機能を有し、特定事業者、市町村、再商品化事業者、商工会議所・商工会等への各種書類の送付や各種情報変更・訂正書類の受付、システム（REINS）操作の問い合わせ対応、市町村からの再商品化申込書類の入力などの事務処理を行うために設置した組織。

平成23年度再商品化委託申込件数（契約ベース）・金額

全体 （合計）		件数		金額	
		件数	割合	金額	割合
		21,373件	（100.0%）	48,290,124,117円	（100.0%）
申 込 内 訳	商工会議所	7,467件	（34.9%）	12,901,220,717円	（26.7%）
	商工会	3,158件	（14.8%）	1,700,468,834円	（3.5%）
	特定事業者から直接	9,289件	（43.5%）	31,304,747,613円	（64.8%）
	OPC	1,459件	（6.8%）	2,383,686,953円	（5.0%）

- （備考）
1. 本表の“件数”では、新聞販売所、コンビニエンスストア（フランチャイズの直営店は除く）等が、一括代理人契約で本部一括申し込みとしている場合には、本部（1法人）を1件とカウントしている（＝個店を1件とカウントしていない）。
 2. 内訳のうち、OPC（協会オペレーションセンター）の件数・金額は、全国の商工会議所・商工会での申込受付締切（6月末日）後に、特定事業者から当協会に直接申込された実績。
 3. 本表の実績は、24年3月末日現在の年度締め時点での数値。

（2）各地での普及啓発活動への取り組み

商工会議所及び商工会では、当協会からの委託業務の一環として、それぞれの広報ツールである機関誌（紙）やホームページなどでの情報発信を始め、両団体の全国的なネットワークを通じて、容器包装リサイクルや環境問題に関する普及啓発等を実施した。併せて平成22～23年度にかけて、全国の商工会議所及び商工会のHPから当協会HPにリンクを張って頂くことにより、インターネット網を通じた普及啓発のインフラ整備にも努めた。

例えば、諸会合・講習会等での説明、相談窓口での個別事業者への啓発、施設見学会の実施、会報やホームページを通じた関連情報の発信など、組織や地域特性に応じた方法で、年間を通じて普及啓発に取り組んだ。また、全国的な広がりを見せる3R（リデュース、リユース、リサイクル）の運動やレジ袋の削減に係る様々な活動が、地域総合経済団体である両団体の普及啓発活動の一環としても展開される等、大都市・中小都市、市町村の規模を問わず、ごみ減量化や省資源等の啓発活動が推進された。とりわけ23年度は、東京を初めとする主要20都市において関係商工会議所の主催・商工会の協力、及び主務5省の協力も得ながら、特定事業者向けの「容リ制度に係る説明会・個別相談会」を開催し、特定事業者への制度普及に努めた。この活動は、24年度以降も継続する。

平成23年度容器包装リサイクル制度に関する事業者説明会開催実績

開催地	開催日時	開催地	開催日時
札幌	23年12月12日13:30～16:30	青森	23年12月6日13:30～16:00
新潟	24年1月18日14:00～16:00	長野	24年1月26日14:00～16:30
前橋	24年2月7日14:00～16:30	さいたま	23年12月14日14:00～16:30
東京	23年12月19日14:00～17:00	名古屋	23年12月21日14:00～16:00
津	23年12月1日14:00～16:30	福井	23年12月9日13:30～15:30
大津	24年1月24日14:00～16:30	大阪	23年12月22日14:00～16:30
神戸	24年1月20日14:00～16:30	岡山	23年11月24日13:30～15:30
下関	24年1月23日14:00～16:00	松山	23年12月8日13:30～16:00
福岡	24年1月24日13:30～16:00	熊本	24年1月25日14:00～16:30
大分	24年1月19日14:00～16:30	那覇	24年1月13日14:00～16:00

※上記20カ所合計で約1,000名が参加。

※参加した事業者約770社のうち約80社からの個別相談に対応。

(3) 担当者研修会の開催

各地商工会議所・商工会の再商品化委託業務担当者に対しては、特定事業者からの再商品化委託申込の契約代行業務が円滑に遂行されるよう、容器包装リサイクル法の概要及び当協会の役割・業務内容、各地における申込受付・契約関連事務手続き方法（パソコン入力操作）、普及啓発活動等をテーマに、以下の日程で研修会を開催した。

<商工会議所関係>

- (ア) 開催時期：平成23年9月27日（火）～9月30日（金）（1泊2日で計3回開催）
- (イ) 出席者数：151商工会議所・155名
- (ウ) 開催場所：浜松市（商工会議所福利研修センター(カリアック)）

<商工会関係>

- (ア) 開催時期：平成23年8月～9月の期間（5ブロックで計5回開催）
- (イ) 出席者数：137商工会（連合会）・143名
- (ウ) 開催場所：仙台（仙台ガーデンパレス）、東京（株ミロク情報サービス）、福井（福井県連）、広島（メルパルク広島）、熊本（熊本県連）

6. 容リ制度に係る“普及啓発活動の強化策”の実施と“情報公開”

(1) “普及啓発活動の強化策”の実施

当協会では、平成22年6月の定時評議員会の決議をもって、当分の間、容器包装リサイクル制度に係る“普及啓発活動の一層の強化策”を講ずることとした。23年度においても、前年度の成果を踏まえて普及啓発活動を幅広く展開した。主な事項は、次の通り。

- ① 特定事業者向け説明会・個別相談会の実施（全国20都市、約1,000名が参加）
- ② 事業者団体を通じた事業者向け普及啓発活動の展開（10団体への訪問と協力依頼）
- ③ 協会ホームページと市町村ホームページ及び商工会議所・商工会ホームページとのリンク促進
- ④ 日本経団連及び日本商工会議所の広報媒体による普及啓発（23年11月～24年2月）

(2) 協会ホームページ等を通じた情報発信と情報公開

当協会の情報発信ツールとして重要な役割を担っているのが、当協会ホームページ（<http://www.jcpra.or.jp/>）で、容器包装リサイクルに関する情報発信総合サイトとして浸透している。また、当協会が、特定事業者、再商品化事業者との電子契約や市町村等への情報提供にインターネットを活用するなど実務用ツールとしても浸透している。こうした中で、当協会ホームページへの来訪者数は、年間約50万人以上の方々へのアクセスがある。平成23年度も、容器包装リサイクル制度に対する一般の方々への理解促進のため、「協会ホームページ」や「協会ニュース」等広報媒体の内容充実に努めた。更に、講演会やセミナーへの講師派遣を積極的に行うとともに、環境展など各種イベントへの後援・協賛・出展などを行った。

市町村との連携においては、当協会が一般消費者向けに開設しているホームページコンテンツ「わたしのまちのリサイクル～分けた資源はどうなるの？～」について、市民への普及啓発を日常的に行っている市町村のホームページとのリンクを通じて、地域住民への啓発活動を強化すべく協力要請を行った。その結果、24年3月末現在で、人口8万人以上の219市町村とのリンクを実現し、全人口に対して61.8%以上をカバーした。また、当協会ホームページと各地商工会議所ホームページとのリンクについては、24年3月末現在で330カ所、全商工会議所（514カ所）管内の人口に対して79%をカバーしており、あわせて全国の商工会ホームページとのリンク要請も行う等、全国各地の特定事業者への普及啓発のためのインフラ整備を行った。

また、当協会ホームページを通じて、再商品化義務履行者リスト、指定保管施設ごとの落札単価、個別特定事業者からの同意を得た上での事業者ごとの再商品化委託料金、再商品化義務総量や市町村からの引渡し量の推移等の情報開示を推進し、情報提供ツールとして一層の活用を図った。

(3) 各種説明会等による普及・啓発

①平成24年度登録希望事業者に対する説明会

平成24年度の容器包装リサイクルに関する再生処理事業者の事業者登録申請に係る連絡は、23年7月1日付官報と当協会ホームページ等で行い、同月中旬には分別基準適合物の再生処理事業の実施を希望する事業者を対象とする説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、各素材を巡るリサイクル事情、登録申請に当たっての厳格な審査要件や留意事項、書類記入方法等を広範囲にわたり説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者
ガラスびん	23年7月12日13:30～15:30	アジュール竹芝「飛鳥の間」	64名(54社)
PETボトル	23年7月12日13:30～15:30	アジュール竹芝「天平の間」	109名(67社)
紙	23年7月11日13:30～15:30	東海大学交校友会館「富士の間」	57名(56社)
プラスチック	23年7月13日13:30～15:30	品川プリンスホテル「軽井沢の間」	146名(92社)

②平成24年度の容器包装リサイクルの実施に関する市町村説明会

当協会の平成24年度事業の実施に向けて、当協会と業務実施契約書(覚え書き)を締結予定の市町村等及びそれを管轄する都道府県の担当者を対象とした説明会を、全国5ブロック(札幌、仙台、東京、大阪及び福岡)に分け、次のとおり開催した。この説明会では、「分別基準適合物の引き取り及び再商品化の概要」「再商品化業務フロー」及び「業務実施契約書(見本)」等に基づき、24年度における分別基準適合物の引渡しに関する具体的業務手順について説明するとともに、PETボトルにおいては、当協会への引渡し量の増大を、また、プラスチック製容器包装においては、ベール品質改善の取り組みと引渡し申込量の精度向上を強く要請するとともに、市町村による再生処理事業者への現地確認制度について説明した。

また、ホームページ上に新規に作成したコンテンツ「わたしのまちのリサイクル」を紹介しつつ、相互リンクにより市民に向けた啓発に連携して取り組むよう要請した。

地 区	日 時	場 所	出席者数(市町村・一部事務組合数)
北海道	23年11月14日 13:30～15:30	札幌全日空ホテル(札幌) 「白楊の間」	73名(71市町村等)
東 北	23年11月15日 13:30～15:30	ホテルメトロポリタン仙台(仙台) 「青雲の間」	38名(35市町村等)
関 東	23年11月10日 13:30～15:30	ホテルJALシティ田町(東京) 「鸞鳳の間」	204名(191市町村等)
関 西	23年11月9日 13:30～15:30	チサンホテル新大阪(大阪) 「チサンホール」	160名(150市町村等)
九 州	23年11月11日 13:30～15:30	西鉄グランドホテル(福岡) 「鳳凰の間」	107名(102市町村等)

③平成24年度容器包装リサイクル業務に関する入札説明会

平成24年度の登録再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、市町村保管施設ごとの入札条件リスト(引取量等)を提示し、24年度のガラスびん、PETボトル、紙製容器包装及びプラスチック製容器包装のリサイクル業務に関する入札説明会を、次のとおり開催した。

この説明会では、オンラインによる入札手続、入札の注意事項、選定方法及び選定結果の連絡方法、実施契約書、法令遵守、入札書の記入要領等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者
ガラスびん	23年12月14日13:30～15:30	アジュール竹芝「飛鳥の間」	63名(55社)
PETボトル	23年12月14日13:30～15:30	アジュール竹芝「天平の間」	105名(67社)
紙	23年12月13日13:30～15:30	東海大学校友会館「富士の間」	55名(53社)
プラスチック	23年12月13日13:30～15:30	東海大学校友会館「阿蘇の間」	133名(84社)

④平成24年度の契約事業者の業務手続きに関する説明会

平成24年度の契約予定再生処理事業者及び運搬事業者を対象に、業務手続きに関する説明を、次の通り開催した。この説明会では、市町村の分別収集物の引渡し方法、業務手続き及び業務フロー、オンラインによる引取り実績報告、実施契約の締結、法令順守等を説明した。

素 材	日 時	場 所	出席者
ガラスびん	24年3月21日13:30～15:30	アジュール竹芝「飛鳥の間」	61名(52社)
PETボトル	24年3月22日13:30～15:30	アジュール竹芝「曙の間」	89名(57社)
紙	24年3月22日13:30～15:30	東海大学校友会館「富士の間」	42名(39社)
プラスチック	24年3月21日13:30～15:30	アジュール竹芝「飛鳥天平の間」	109名(64社)

7. 関係主体との共創の推進

(1) 主体間連携に向けた取り組みの強化

「プラスチック製容器包装の再商品化手法にかかる中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合」（平成22年8月2日開催）における取りまとめを受けて、関係主体による意見交換の場として「環境配慮設計と材質表示等に関する意見交換会」を23年度に開催することとしていたが、諸般の事情から、第1回目（22年12月2日）、第2回目（23年3月30日）を22年度に前倒し開催し、23年度においては、第3回目を23年5月26日に開催した。こうした意見交換を通じて、特定事業者、再商品化事業者、再商品化製品利用事業者、市民、市町村等、関係主体との更なる信頼の確立と緊密な連携の必要性を確認した。

(2) 国内関係機関との連携

①農政局担当者との意見交換会の開催

平成23年度は、農林水産省農政局担当者との意見交換会を全国9箇所で開催した。農政事務所からは合計151名の容器包装リサイクル法の担当者の参加を得て、種々の意見交換を通じて情報共有を行うことができた。

農政局など	開催日時	開催場所
北海道農政事務所	10月5日 13:30～16:30	札幌市
東北農政局	12月9日 13:00～16:00	仙台市
関東農政局	11月18日 14:30～17:30	東京都千代田区
北陸農政局	8月10日 13:30～16:30	金沢市
	8月11日 13:00～16:00	新潟市
東海農政局	12月2日 13:00～16:00	名古屋市
近畿農政局	11月2日 13:30～16:30	京都市
中国四国農政局	11月1日 13:00～16:00	岡山市
九州農政局	10月13日 13:00～16:00	熊本市

②主務5省等との「情報連絡会議」の定期開催など

容器包装リサイクル制度を円滑に推進するため、主務5省及び清掃事業において市町村の声を集約する(社)全国都市清掃会議が出席する「情報連絡会議」を、毎月1回のペースで開催し、当面の課題等について当協会常勤理事との間で情報交換・協議等を行うとともに、同会議の終了後に、現行制度に関わる諸課題について検討・協議の場を設けた。また、4素材のリサイクル推進協議会・促進協議会とは、容器包装リサイクルの効果的・効率的な推進に関して、適宜、情報交換を行った。

(3) 外国関係機関との交流・調査等

当協会では、海外におけるリサイクル事情の把握、とりわけ“中国における廃PETボトルを巡る諸情勢の把握と情報収集”を行うため、平成23年5月23日～6月3日、現地への訪問調査を実施した。本調査は、21年度・22年度に続き、3回目となる。

今回は、わが国からの使用済みPETボトルの主な輸出先である中国における使用済みPETボトルのリサイクル状況及び再生PET樹脂の利用状況を調べるほか、使用済みPETボトルのベールでの輸入解禁あるいはベールでの輸入の現状、中国における再生PET樹脂の利用状況、さらには、日本からの使用済みPETボトルの流れ等について調査した。調査報告書は、協会HPで公開している。

また、23年11月16日から19日、韓国を訪問し、日本国内で生産されている再商品化製品(ペレット)の同国における利用事業者による利用状況及び今後の方向性について調査した。なお、調査報告書は、守秘義務の関係で非公開。

(4) 各種イベントへの講師派遣及び後援・協賛など

当協会では平成23年度においても、地方自治体、事業者団体、消費者団体等との連携を密にして、それぞれが主催する諸会合に、当協会役職員を講師として派遣し、容リ法に基づく主要事項や当協会業務について説明を行った。

なお、環境関連イベント等への主な後援・協賛実績は次のとおり。

環境関連イベント等への主な後援・協賛実績

日時・場所	行事名	主催者	目的・内容	協賛
23年5月18日～21日 (於：インテックス大阪)	A-PACK2011 OSAKA	(株)日報アイ・ビー	包装資材・包装機械・環境対応機材から物流に至るまでの各分野の展示	協賛
23年5月24日～27日 (於：東京ビッグサイト)	2011NEW環境展 (東京会場)	(株)日報アイ・ビー	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一同に展示、情報発信	協賛
23年9月7日～9日 (於：インテックス大阪)	2011NEW環境展 (大阪会場)	(株)日報アイ・ビー	各種課題に対応する様々な環境技術、サービスを一同に展示、情報発信	協賛
23年8月31日～9月2日 (於：東京ビッグサイト)	飲料製造技術展 (BEVETC)	(社)全国清涼飲料工業会	飲料製造から充填、包装、最終製品までのプロセスに係る最新技術の展示	協賛
23年10月18日～21日 (於：東京ビッグサイト)	2011国際包装機械展	(社)日本包装機械工業会	国内外の包装機械、包装資材、包装材料加工機械、食品機会及び関連機器の新製品の展示公開	協賛
23年10月24日～25日 ウィルあいち (名古屋市東区)	第6回容器包装3R 推進フォーラム	3R推進団体連絡会	自治体・事業者・市民等さまざまな主体が連携して、容器包装の3Rを推進するための場作り	後援
23年11月4日 (於：ホテル・グランデイ 京都)	第10回「産業廃棄物 と環境を考える全 国大会」	公益社団法人全国産業廃棄物連合会、 (財)日本産業廃棄物 処理振興センター、 (財)産業廃棄物処理 事業財団	行政担当者、事業者、学識経験者、市民等と一緒に循環型社会の形成等について考える	協賛
24年3月25日 (於：早稲田大学西早 稲田キャンパス理工学術 院)	こどもエコクラブ 全国フェスティバル2012	(財)日本環境協会	子供達が広く環境に関心を持ち、環境に対する責任と役割を理解し、環境保全活動への参加の向上及び環境問題を解決する力の育成	後援

8. 事務局業務の改善とエコ活動の推進

(1) 業務改善の推進

当協会では、コールセンターが受け付ける電話相談により、特定事業者や全国の商工会議所・商工会等からの問い合わせに応じている。平成23年度は、常時4人のスタッフ（専門相談員）を配置して対応した。問い合わせの多くは、再商品化委託料金の支払・請求関係、再商品化委託申込書の記入方法・手続き、対象容器包装の具体的な判断、過年度分の再商品化委託申込方法などの事務的な照会であるが、ただ乗り事業者対策や法律内容等に関する意見や苦情等も一部寄せられている。

こうした当協会コールセンターに寄せられる、特定事業者等からの種々の意見・提案さらには苦情・クレーム等については、協会業務の重要な改善の手掛かりと位置づけ、事務局内で毎月1回開催している「業務改善検討会」において、運営面や手続き等に関して、例えば、特定事業者からの委託申込に係る請求書・承諾書の見直し、協会HPのQ&Aの見直し、特定事業者からの個別照会事項への対応等について、細部に亘って検討を行い具体的な改善策を立案し実行してきた。

なお、コールセンターによる23年度の個別対応件数は、特定事業者関係6,036件(前年度6,606件)、商工会議所・商工会関係512件(同453件)、その他1,655件(同1,936件)、計8,203件(同8,995件)であった。

(2) 事務局における3R推進・エコ活動への取り組み

事務局における3R推進やエコ活動として、平成21年度から取り組んでいる申し込み書類の見直し等“紙使用量の削減”はもとより、事務局内の3R推進やエコ意識の高揚のための取り組みを継続した。さらに、東日本大震災によって、東京電力・東北電力管内の電気供給力が大幅に減少する見通しを受けて、当協会として「23年夏期節電対策」(7月～9月)を決定し、エアコン、蛍光灯、パソコン、その他電気器具の節電を実行するとともに、クールビズを前倒しで実施した。なお、当協会では、同年9月以降、現在まで、各種電気器具の節電を継続している。

(3) 平成24年度の再商品化業務に向けた入札選定など準備作業

平成23年度再商品化業務と並行して、24年度の再商品化業務の実施に向けた準備作業を、別紙「平成24年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(平成23年度)」に記載のとおり実施した。

9. 公益財団として相応しいガバナンスの確立とコンプライアンスの徹底

当協会が平成22年4月1日、新しい公益法人制度に基づく「公益財団法人日本容器包装リサイクル協会」に移行し、24年3月末で満2年を経過した。当協会では、公益財団法人として、従前にも増して、ガバナンス(内部統治)の確立とコンプライアンス(法令遵守などの内部統制)の徹底を図り、外部からの信頼に応えられるような組織運営に努めた。このため、23年度から全ての素材における登録事業者判定会議への弁護士や消費者の参加、監事2名に公認会計士や弁護士の登用など、外部人材による当協会業務へのチェック機能を強化している。

また、“民による公益の増進”という公益法人制度改革の趣旨を、当協会の組織運営及び事業展開に反映させていくため、年度がスタートした23年4月に、当協会の役職員に求められる公平・公正な執務姿勢等に関する教育研修として、「危機管理セミナー」～公益財団としてどうあるべきか～(講師：麗澤大学教授・経済学部長 高巖氏)を開催した。

また、公益財団法人において、業務執行の役割を担う「理事」、理事の業務執行を監督する役割を担う「評議員」、更に協会業務全体の監査権限が強化された「監事」、これら三者の相互の牽制機能が十分機能するような強固な業務執行体制の下での組織運営に努めた。とりわけ、外部に対する説明責任の重要性に鑑み、理事会、評議員会、監事会等での、当協会事務局サイドからの的確・公正な情報公開の徹底はもとより、24年2月6日には、当協会において会計監査人とのディスカッション等を行い、当協会の活動理念や事業目標の協会内への徹底、経営判断を行うための重要な情報把握、不正リスクへの対応、公益財団の運営など広範なテーマで公益財団法人としての運営に関して種々の意見交換を行った。

Ⅳ 東日本大震災への緊急対応など

～被災地域の市町村・再生処理事業者・特定事業者への支援策の検討～

平成 23 年 3 月 11 日午後、三陸沖から東北地方更に関東地方までの広い範囲で、マグニチュード 9.0 という日本の観測史上最大規模の大地震「東日本大震災」が発生した。それによる大津波、加えて東京電力福島第一原子力発電所の損傷による放射能漏れ等の重大事故が重なり、被災地をはじめわが国経済社会に大きな被害をもたらした。このため、被災したこれら地域の多くの住民の方々、企業・事業所、市町村などの行政機関、更には当協会の協力団体である各地商工会議所・商工会などの多くも被災する等、地域経済社会の基盤を根底から覆す壊滅的な被害となった。以来、1 年余の時間が経過する中で、被災地における復興・復旧は徐々に進んではいるものの、まだまだ克服すべき課題は多い。以下は、当協会が平成 23 年度に行った被災地支援に係る対応の要点である。

- (1) 当協会では、大震災発生当初は、東北地方及び関東の被災地区における関係主体の被災状況の実態把握を行ないながら、主務 5 省との緊密な連携の中で、次の対応策を講じた。
 - ① 被災地域の市町村・再商品化事業者に係る事務処理の弾力対応
 - ② 被災地域の再商品化事業者の費用負担の軽減などの措置
 - ③ 被災地域の特定事業者の再商品化委託料の支払に係る弾力対応等
- (2) こうした中で、当協会では被災地域が復興する迄の間、市町村が分別収集・保管を行う容器包装ごみ等が分別基準に適合しない場合どうするのか、また再商品化事業者の被災によって被災地域外の市町村においても分別基準適合物の引き渡し先の選定をどうするのか等の具体的な対応策を整理し、個別の市町村・個別の再生処理事業者の被災状況に応じて弾力的に対応した。また、被災した多くの特定事業者に係る 23 年度再商品化委託申込についても弾力的な措置を講じた。
- (3) 市町村への資金拠出（①容り法第 10 条の 2 に基づく資金拠出制度、②PET ボトルなど有償収入に係る資金拠出）については、主務 5 省の指導を仰ぎながら、通常と同様の取扱いをすることによって被災市町村への支援につなげることにした。
- (4) 更に、福島原発における原子炉被災の影響で、福島県内で放射能汚染された容器包装収集物の取扱いをどうするのか等については、経済産業省の専門部署である原子力・安全保安院等から直接指導を受けながら、関係市町村や再生処理事業者に適正処理に関する事項を伝達するなど慎重に対処した。

以上、当協会の 23 年度再商品化業務は、東日本大震災という未曾有の大災害を受けた被災地域の状況を睨みながら、被災地域の再建に向けた動きの中で種々の特別措置などを講じつつ再商品化業務全体への影響を最小限に抑えながら、大きな支障をきたすことなく終了した。

IV 会議開催状況

1. 平成23年度第1回定時理事会・定時評議員会・第1回臨時理事会

(1) 第1回定時理事会

○日 時：平成23年6月14日(火) 15時～16時30分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：16名

○議 事：

<審議事項>

①理事会での決議事項等

(イ) 平成22年度事業報告書(案)について

(ロ) 平成22年度財務諸表(案)について

(ハ) 監事による「会計及び業務監査に係る監査報告」について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき(イ)及び(ロ)について説明を行い、引き続き、片山監事から「当協会の事業報告書及び財務諸表について監査を行った結果、適正に処理されている」旨の報告があり、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

なお、(イ)の説明の中で、3月に発生した東日本大震災に関して、震災地における市町村・再商品化事業者・特定事業者の再建・復興に向けた動きの中で種々の特別措置による対応を織り込みながら業務を推進している旨の報告がなされた。

(ニ) 「理事会運営規程」の一部改正(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、「理事会運営規程」の一部改正について、任期満了に伴う理事の改選直後の理事会における議長に関する規定を追加する旨を説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

(ホ) 平成23年度定時評議員会の開催日程及び議事等(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

②評議員会への提案事項

(イ) 任期満了に伴う理事(第2期)の選任(案)について

議長の指示により、事務局から、当協定会款附則(平成21年10月22日制定)4に基づいて任期満了となる理事の選任に関して、理事(第2期)の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、6月29日開催の平成23年度定時評議員会(以下、「定時評議員会」)に提案されることとなった。

提案に際し、定時評議員会での理事選任を受けて、同日開催の平成23年度第1回臨時理事会で行われることとなっている理事長選任に関して、次の説明があった。

当協会の公益財団法人への移行(22年4月1日)後の代表理事理事長(以下、「理事長」という)選任ルールとして、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会(または促進協議会)の会長会社から、1期ごとに4協議会の持ち回り(ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順)で推薦することについて、21年10月22日開催の平成21年度第1回臨時理事会において了承をいただいている。同ルールに基づき、公益財団法人移行後の最初の理事長に就任し、定時評議員会の終了をもって任期満了となる山村理事長の後任の理事長選任に際しては、同様に、PETボトルリサイクル推進協議会から推薦のあった同協議会会長会社である株式会社吉野工業所代表取締役社長の吉野祥一郎氏が、定時評議員会での理事選任の手続きを経て理事長候補者となる。

吉野祥一郎	石坂 隆	勝浦 嗣夫	上河 潔	栗原 正雄	近藤 方人
篠原 龍浩	坪田 秀治	矢萩 正義	幸 智道	吉永 茂樹	石井 節
土橋 和則	木野 正則	大東 博	堀口 誠	鈴木 隆	平石 恵一

(ロ) 評議員の交代（案）について

議長の指示により、事務局から、任期途中における評議員の交代（案）について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

就 任	退 任
伊藤 洋	下村 芳夫
東倉 健人	青木 美郎

(ハ) 「就業規則」の一部改正（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、当協会「就業規則」について、①第39条（病気休暇）の見直し、②「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の施行に伴う第40条（育児休業等）の見直し、等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

(ニ) 平成23年度普及啓発活動の強化策（案）について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、市町村担当者向け「普及啓発支援サイト（仮称）」の構築と情報発信、容器包装リサイクル制度・申込手続きに関する特定事業者向け説明会の実施等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

(ホ) 総務企画委員会への委任事項について

議長の指示により、事務局から、次の内容について説明を行った。
再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会、評議員会での審議を経て評議員会で承認することになっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者に送付する次年度の再商品化申込書類には、同単価を記載し提示する必要がある。このことから、12月に開催予定の理事会、評議員会での審議に先立ち、24年度の再商品化実施委託単価を決定・公表する権限を、例年どおり総務企画委員会に委任していただきたい旨説明した。

以上について、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認され、「定時評議員会」に提案されることとなった。

<報告事項>

- ①再商品化事業の動向について
- ②リスク管理対応状況について

議長の指示により、石井代表理事専務から資料に基づき、22年度の再商品化の実績、23年度再商品化事業、また、リスク管理対応として、東日本大震災への対応、札幌市内に未処理プラベールを放置した再生処理事業者に対して行った制裁措置等について一括して報告した。

(2) 定時評議員会

○日 時：平成23年6月29日（水）15時00分～16時30分

○場 所：浜松町東京會館 「オリオンルーム」

○出席者：評議員出席：36名

○議 事：

<審議事項>

①任期満了に伴う理事（第2期）の選任案について

議長の指示により、事務局から、当協定会款附則（平成21年10月22日制定）4に基づいて任期満了となる理事の選任に関して、理事（第2期）の候補者を下記のとおり提案し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

提案に際し、本定時評議員会終了後に開催される平成23年度第1回臨時理事会（以下、「臨時理事会」）での代表理事理事長（以下、「理事長」という）選任に関して、次の説明があった。

当協会の公益財団法人への移行（22年4月1日）後の理事長選任ルールとして、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会

(または促進協議会)の会長会社から、1期ごとに4協議会の持ち回り(ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順)で推薦することについて、21年10月22日開催の平成21年度第1回臨時理事会において了承をいただいている。同ルールに基づき、公益財団法人移行後の最初の理事長に就任し、定時評議員会の終了をもって任期満了となる山村理事長の後任の理事長選任に際しては、同様に、PETボトルリサイクル推進協議会から推薦のあった同協議会会長会社である株式会社吉野工業所代表取締役社長の吉野祥一郎氏が、本件(任期満了に伴う理事選任)に係る承認の手続きを経て理事長候補者となる。

吉野祥一郎	石坂 隆	勝浦 嗣夫	上河 潔	栗原 正雄	近藤 方人
篠原 龍浩	坪田 秀治	矢萩 正義	幸 智道	吉永 茂樹	石井 節
土橋 和則	木野 正則	大東 博	堀口 誠	鈴木 隆	平石 恵一

②評議員の交代案について

議長の指示により、事務局から、任期途中における評議員の交代(案)について下記のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

就 任	退 任
伊藤 洋	下村 芳夫
東倉 健人	青木 美郎

③「就業規則」の一部改正(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、当協会「就業規則」について、第39条(病気休暇)の見直し及び「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」の施行に伴う第40条(育児休業等)の見直し等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

④平成23年度普及啓発活動の強化策(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、市町村担当者向け「普及啓発支援サイト(仮称)」の構築と情報発信、容器包装リサイクル制度・申込手続きに関する特定事業者向け説明会の実施等について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

⑤総務企画委員会への委任事項について

議長の指示により、事務局から、次の内容について説明を行った。

再商品化実施委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会、評議員会での審議を経て評議員会で承認することになっているが、次年度の再商品化委託申込受付を12月から始めるにあたり、特定事業者へ送付する次年度の再商品化申込書類には、同単価を記載し提示する必要がある。このことから、12月に開催予定の理事会、評議員会での審議に先立ち、24年度の再商品化実施委託単価を決定・公表する権限を、例年どおり総務企画委員会に委任していただきたい旨説明した。

以上について、議長から出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成22年度事業報告書について

②平成22年度財務諸表について

議長の指示により、事務局から資料に基づき、6月14日開催の当協会平成23年度第1回定時理事会で承認された、①および②について一括して説明を行った。

なお、①の説明の中で、3月に発生した東日本大震災に関して、震災地における市町村・再商品化事業者・特定事業者の再建・復興に向けた動きの中で種々の特別措置による対応を織り込みながら業務を推進している旨の報告がなされた。

③再商品化事業の動向について

④リスク管理対応状況について

議長の指示により、石井代表理事専務から資料に基づき、22年度の再商品化の実績、23年度再商品化事業、また、リスク管理対応として、東日本大震災への対応、札幌市内に未処理プラベールを放置した再生処理事業者に対して行った制裁措置等について一括して報告した。

尚、議事の最後に、山村理事長から退任の挨拶、また、理事長就任予定者である吉野氏からの挨拶が行われ閉会となった。

(3) 第1回臨時理事会

○日 時：平成23年6月29日（水）16時30分～16時40分

○場 所：浜松町東京會館「パールルーム」

○理事出席：14名

○議 事：

<審議事項>

①理事長の選任案について

議長の指示により、事務局から代表理事理事長（以下、「理事長」という）候補者に関して、次の説明があった。

当協会の公益財団法人への移行（22年4月1日）後の理事長選任ルールとして、容器包装リサイクル法で規定された再商品化義務の対象である4素材のリサイクル推進協議会（または促進協議会）の会長会社から、1期ごとに4協議会の持ち回り（ガラスびん→PETボトル→プラスチック→紙の順）で推薦することについて、21年10月22日開催の平成21年度第1回臨時理事会において了承をいただいている。同ルールに基づき、公益財団法人移行後の最初の理事長に就任し、本日開催された定時評議員会終了をもって任期満了となった山村理事長の後任の理事長選任に際しては、同様に、PETボトルリサイクル推進協議会から推薦のあった同協議会会長会社である株式会社吉野工業所代表取締役社長の吉野祥一郎氏が理事長候補者となる。

この説明を受けて、議長より出席者に諮ったところ、候補者である吉野氏が異議なく理事長に選任された。

②議長選任

定款第42条に基づいて定めている「理事会運営規程」第7条第1項により、吉野理事長を議長に選出した。

③専務理事及び常務理事の選任（再任）案について

議長の指示により、事務局から専務理事及び常務理事の候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、石井節氏が専務理事に、土橋和則氏が常務理事に、各々異議なく再任された。なお、両氏は定款第27条第3項により代表理事となる。

④代表理事以外の「業務執行理事」の選任（再任）案について

議長の指示により、事務局から代表理事以外の「業務執行理事」候補者に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、木野正則氏、大東博氏、堀口誠氏、鈴木隆氏並びに平石恵一氏の5名が異議なく「業務執行理事」に再任された。

2. 平成23年度第2回定時理事会・第1回臨時評議員会

(1) 第2回定時理事会

○日 時：平成23年12月7日（水）14時00分～15時30分

○場 所：公益財団法人日本容器包装リサイクル協会大会議室

○理事出席：11名

○議 事：

<審議事項>

①評議員会への提案事項

(イ) 平成24年度再商品化実施委託単価（案）及び平成23年度抛出委託単価（案）の決定について（追認）

再商品化実施委託単価及び抛出委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会で承認することになっているが、本年6月の平成23年度第1回定時理事会及び定時評議員会において、本件について本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいているものであり、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認され、12月16日開催の平成23年度臨時評議員会（以下、「臨時評議員会」）に提案されることとなった。

(ロ) 平成24年度事業計画書(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成24年度事業計画書(案)について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

(ハ) 平成24年度予算書(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づき平成24年度予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

(ニ) 評議員の交代(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

就任	退任
澤田 陽子	軍司 輝雄

(ホ) 理事の交代(案)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

就任	退任
川村 節也	石坂 隆
久保 直紀	篠原 龍浩

(ヘ) 監事の選任(案)について

議長の指示により、事務局から、本年7月28日に急逝された故片山英木氏の後任となる監事の候補者の志村晃司氏に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認され、臨時評議員会に提案されることとなった。

②理事会での決議事項等

(イ) 平成23年度臨時評議員会の開催日程及び議事等(案)について

議長の指示により、事務局から資料に基づいて説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

<報告事項>

①平成23年度普及啓発活動の強化策(中間報告)について

議長の指示により、事務局から、資料に基づき、市町村担当者向け「普及啓発支援サイト」の構築と情報発信、容器包装リサイクル制度・申込手続き等に関する特定事業者向け説明会の実施等の平成23年度普及啓発策の実施状況について報告した。

②平成23年度再商品化の動向について

議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき、23年度上半期の再商品化の実績、22年度分の合理化に伴う市町村への拠出金、24年度に向けた再商品化事業者の登録審査、また、本年6月開催の第1回定時理事会で報告済みの「札幌市内に放置された未処理のプラベール」に関するその後の対応について一括して報告した。

(2) 第1回臨時評議員会

○日 時：平成23年12月16日(金) 14時00分～15時30分

○場 所：アジュール竹芝 「飛鳥」

○評議員出席：29名

○議 事：

<審議事項>

① 平成24年度再商品化実施委託単価(案)及び平成23年度拠出委託単価(案)の決定について(追認)

再商品化実施委託単価及び拠出委託単価は、主務大臣の認可事項であり、理事会での決議を経て評議員会で承認することになっているが、本年6月の平成23年度第1回定時理事会及び定時評議員会において、本件について本年10月に開催の総務企画委員会に委任して決定することの承認をいただいているものであり、議長の指示により、事務局から資料に基づき説明した後、議長より出席者に諮ったところ、異議なく追認された。

- ② 平成24年度事業計画書(案)について
議長の指示により、事務局から、資料に基づき平成24年度事業計画書(案)について説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。
- ③ 平成24年度予算書(案)について
議長の指示により、事務局から資料に基づき平成24年度予算書(案)について、収入、支出に係る各項目に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。
- ④ 評議員の交代(案)について
議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

就 任	退 任
澤田 陽子	軍司 輝雄

- ⑤ 理事の交代(案)について
議長の指示により、事務局から、資料に基づき次のとおり説明し、議長より出席者に諮ったところ、異議なく承認された。

就 任	退 任
川村 節也	石坂 隆
久保 直紀	篠原 龍浩

- ⑥ 監事の選任(案)について
議長の指示により、事務局から、本年7月28日に急逝された故片山英木氏の後任となる監事の候補者の志村晃司氏に関して説明し、議長より出席者に諮ったところ、同氏が異議なく監事に選任された。

<報告事項>

- ① 平成23年度普及啓発活動の強化策(中間報告)について
議長の指示により、事務局から、資料に基づき、市町村担当者向け「普及啓発支援サイト」の構築と情報発信、容器包装リサイクル制度・申込手続き等に関する特定事業者向け説明会の実施等の平成23年度普及啓発策の実施状況について報告した。
- ② 平成23年度再商品化の動向について
議長の指示により、石井代表理事専務から、資料に基づき、23年度上半期の再商品化の実績、22年度分の合理化に伴う市町村への拠出金、24年度に向けた再商品化事業者の登録審査、また、本年6月開催の定時評議員会で報告済みの「札幌市内に放置された未処理のプラベール」に関するその後の対応について一括して報告した。

3. 監事会

(1) 平成23年度第1回監事会

○日 時：平成23年5月31日(火) 16時～17時30分

○場 所：大会議室

○出席者：9名(監事2名、協会等関係者7名)

○議 事：

- ① 平成22年度の事業報告書(案)
- ② 平成22年度財務諸表(案)
- ③ 平成22年度の会計監査報告及び平成23年度の会計監査計画
- ④ 平成22年度のリスク管理体制と実施状況について
- ⑤ その他

(2) 平成23年度第2回監事会

○日 時：平成23年11月29日（火）16時～18時

○場 所：大会議室

○出席者：6名（監事1名、協会関係者等5名）

○議 事：

- ① 平成23年度業務の実施状況について
- ② リスク管理体制と実施状況について
- ③ 平成24年度の事業計画書案及び予算案について
- ④ その他

4. 委員会

委員会設置規則に基づき、次の各委員会を構成し、各々下記の活動を行った。

(注) 各委員会委員の氏名は、後述の項目（V 組織「3. 委員会委員の氏名等」）に記載。任期は平成22年4月1日～平成24年3月31日まで。

(1) 総務企画委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 23年6月10日(金) 10時～12時30分	大会議室・ 10名	①平成22年度事業報告書（案）及び財務諸表（案）について ②平成23年度普及啓発活動の強化策（案）について ③「就業規則」の一部改正（案）について ④その他 <報告事項> ①平成22年度再商品化実績（総括）等について ②平成22年度のリスク管理対応について ③平成23年度第1回定時理事会・定時評議員会の開催について ④その他
第2回 23年10月20日(木) 10時～12時30分	大会議室・ 10名	①平成24年度再商品化実施委託単価（案・暫定）及び平成23年度抛却委託単価（案）について ②平成24年度事業計画書（案）について ③平成24年度予算書（案・暫定）について ④その他 <報告事項> ①平成23年度普及啓発強化策について（中間報告） ②第2回定時理事会及び臨時評議員会の開催について ③その他
第3回 24年3月16日(金) 10時～12時30分	大会議室・ 9名	①各事業部の平成23年度再商品化実績見込みについて ②平成23年度収支見込みについて ③平成24年度再商品化業務入札選定結果について ④平成23年度普及啓発強化策の実施状況について ⑤平成23年度リスク管理対応状況について ⑥その他

(2) ガラスびん事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 23年6月3日(金) 10時～12時	大会議室・ 16名	①ガラスびん事業部の平成22年度業務報告について ②平成22年度事業報告書(案)について ③平成22年度規程添削表(案)について ④その他
第2回 23年10月17日(月) 12時30分～15時	大会議室・ 17名	①平成24年度再商品化実施委託単価(案・暫定)について ②平成23年度抛却委託単価(案)について ③平成24年度事業計画書(案)について ④平成24年度収支予算書(案)について ⑤平成23年度ガラスびん事業部上期活動報告について ⑥その他
第3回 24年3月15日(木) 10時～12時30分	大会議室・ 13名	①平成23年度ガラスびん再商品化実績見込みについて ②平成24年度ガラスびん再商品化業務入札選定結果について ③平成24年度ガラスびん事業部活動計画(案)について ④平成23年度の収支見込みについて ⑤その他

(3) PETボトル事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 23年6月8日(水) 15時30分 ～17時30分	大会議室・ 16名	①PETボトル事業部の平成22年度業務報告について ②平成22年度事業報告書(案)について ③平成22年度収支計算書(案/精算前)について ④平成22年度収支計算書(案/精算後)について ⑤平成22年度規程添削表(案)について ⑥PETボトル事業部平成23年度業務中間報告について ⑦その他
第2回 23年10月18日(火) 12時30分～15時	大会議室・ 15名	①平成24年度再商品化実施委託単価(案・暫定)について (PETボトル) ②平成23年度PETボトルの抛却委託単価(案)について ③平成24年度事業計画書(案)について ④平成24年度予算書(案・暫定)について ⑤PETボトル事業部平成23年度上期活動報告について ⑥その他
第3回 24年3月14日(水) 10時～12時	大会議室・ 17名	①平成23年度PETボトル再商品化実績見込みについて ②平成24年度PETボトル再商品化業務入札選定結果に ついて ③平成24年度PETボトル事業部活動計画(案)について ④平成23年度の収支見込みについて ⑤その他

(4) 紙容器事業委員会

回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 23年6月6日(月) 10時～12時30分	大会議室・ 15名	①紙容器事業部の平成22年度業務報告について ②平成22年度事業報告書(案)について ③平成22年度財務諸表(案)について ④その他
第2回 23年10月18日(火) 10時～12時30分	大会議室・ 16名	①平成24年度再商品化実施委託単価(案・暫定)について ②平成23年度抛出委託単価(案)について ③平成24年度事業計画書(案)について ④平成24年度収支予算書(案・暫定)について ⑤平成23年度紙容器事業部上期活動報告について ⑥その他
第3回 24年3月12日(月) 10時～12時30分	大会議室・ 15名	①平成23年度紙製容器包装再商品化実績見込みについて ②平成24年度紙製容器包装再商品化事業者の入札選定結果について ③紙容器事業部・平成24年度活動計画(案)について ④平成23年度収支見込みについて ⑤その他

(5) プラスチック容器事業委員会

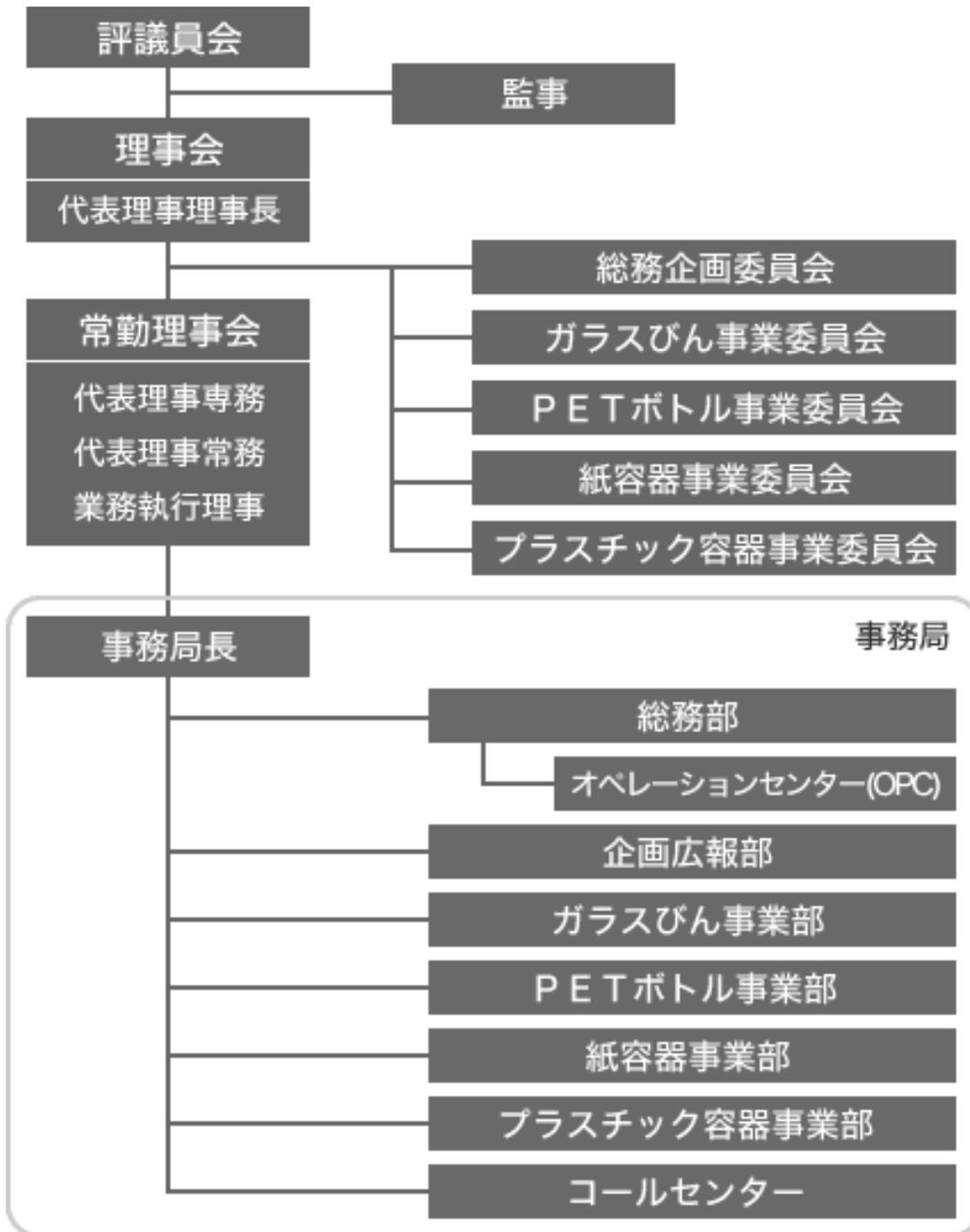
回数・日時	場所・出席者数	議 事
第1回 23年6月8日(水) 12時30分～15時	大会議室・ 18名	①平成22年度プラスチック製容器包装再商品化実績報告について ②平成22年度事業報告書(案)について ③平成22年度財務諸表(案)について ④その他
第2回 23年10月19日(水) 10時～12時30分	大会議室・ 20名	①平成24年度再商品化実施委託単価(案)について ②平成23年度抛出委託単価(案)について ③平成24年度事業計画書(案)について ④平成24年度予算書(案)について ⑤平成23年度プラスチック容器事業部上期活動報告について ⑥その他
第3回 24年3月15日(木) 12時30分～15時	大会議室・ 20名	①平成23年度プラスチック製容器包装再商品化実績見込みについて ②平成24年度プラスチック製容器包装入札選定結果について ③平成24年度プラスチック容器事業部活動計画(案)について ④平成23年度収支見込みについて ⑤その他

5. その他諸会議等

会 議 名	日 時	場所・出席者数
危機管理委員会	第1回： 23年8月22日（月）11時～12時 第2回： 23年11月7日（月）11時～12時 第3回： 24年3月5日（月）11時～12時	各回とも 大会議室・8名
広報専門委員会	第1回： 23年5月12日（木）15時～17時 第2回： 23年11月30日（水）10時30分～13時	第1回： 大会議室・21名 第2回： 大会議室・23名
環境配慮設計と材質表示等に関する意見交換会	23年5月26日（水木） 14時30分～16時30分	大会議室・19名
プラスチック製容器包装再商品化事業者の総合的評価に係る検討委員会	23年9月26日（月） 15時30分～17時30分	大会議室・5名
プラスチック製容器包装再商品化製品の高度利用に関する審査委員会	第1回： 23年5月31日（火）13時～15時 第2回： 23年11月18日（金）13時～15時	各回とも 大会議室・6名
プラスチック製容器包装再生処理ガイドライン改定委員会	23年6月17日（金） 10時～12時00分	大会議室・5名

V 組織（平成24年3月31日現在）

1. 組織図



<事務局>37名(派遣職員含む)

2. 役員（理事・監事）・評議員の氏名など、会計監査人

(1) 役員（第2期理事・第21期監事）

（敬称略・順不同）

役職	氏名	所属団体名等	左記所属団体での役職
代表理事理事長	吉野 祥一郎	株式会社 吉野工業所	代表取締役社長
代表理事専務 業務執行理事	石井 節	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	
代表理事常務 業務執行理事	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	事務局長
業務執行理事	木野 正則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	企画広報部長
〃	大東 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	ガラスびん事業部長
〃	堀口 誠	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	PETボトル事業部長
〃	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	紙容器事業部長
〃	平石 恵一	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	プラスチック容器事業 部長
理事	勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
〃	上河 潔	日本製紙連合会	常務理事
〃	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
〃	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
〃	栗原 正雄	公益財団法人古紙再生促進センター	副理事長
〃	近藤 方人	PETボトル協議会	専務理事
〃	坪田 秀治	日本商工会議所	理事・事務局長
〃	矢萩 正義	PETボトルリサイクル推進協議会	事務局長
〃	幸 智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
〃	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
監事	志村 晃司	公認会計士(志村公認会計士事務所)	
〃	本間 通義	弁護士(本間合同法律事務所)	

理事18名、監事2名

※第2期理事の任期:平成23年度定時評議員会(6月29日)終結時

～平成25年6月開催の定時評議員会終結時

※第21期監事の任期:平成22年4月1日～平成26年6月開催の定時評議員会終結時

(2) 第1期評議員

(敬称略・順不同)

氏名	団体名等	役職
小豆澤 幸照	日本百貨店協会	常務理事
天野 正義	社団法人日本貿易会	専務理事
池田 政寛	社団法人日本印刷産業連合会	専務理事
石井 茂雄	日本石鹼洗剤工業会	専務理事
石川 雅紀	神戸大学大学院経済学研究科	教授
市本 徹雄	ビール酒造組合	専務理事
伊藤 洋	日本洋酒酒造組合	専務理事
井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
岩崎 博之	全国商店街振興組合連合会	専務理事
植田 勉	日本マーガリン工業会	専務理事
上野 正三	全国市長会	廃棄物処理対策特別委員長(北海道北広島市長)
内田 康策	日本化粧品工業連合会	専務理事
大塚 直	早稲田大学大学院法務研究科	教授
大森 敏弘	全国漁業協同組合連合会	漁政部長
大山 専助	全国農業協同組合連合会	総合企画部環境対策課課長
岡部 義裕	東京商工会議所	常務理事
奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
金子 収	日本醤油協会	専務理事
鬼沢 良子	NPO 法人持続可能な社会をつくる元気ネット	事務局長
木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
草部 契之	日本蒸留酒酒造組合	専務理事
公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
鯉淵 健二	製粉協会	理事・事務局長
神村 義則	社団法人日本植物油協会	専務理事
佐々木五郎	社団法人全国都市清掃会議	専務理事
佐藤 孝二	全日本カレー工業協同組合	専務理事
澤田 陽子	全日本自治団体労働組合	副中央執行委員長
塩本 昇	全国卸売酒販組合中央会	専務理事
鈴木 専二	日本製菓団体連合会	調査役
関川 和孝	社団法人日本フードサービス協会	常務理事・事務局長
土谷 三之助	社団法人日本果汁協会	専務理事
寺田 範雄	全国商工会連合会	専務理事
東倉 健人	一般社団法人日本乳業協会	専務理事
内藤 裕子	東京都地域消費者団体連絡会	副代表
長町 雅美	全国食酢協会中央会	専務理事
中峯 准一	一般社団法人日本パン工業会	専務理事
西野 豊秀	社団法人全日本コーヒー協会	専務理事
西山 康夫	日本スープ協会	専務理事
沼尻 光治	社団法人日本缶詰協会	専務理事
芳賀 唯史	日本生活協同組合連合会	専務理事
蓮尾 秀俊	社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
花澤 達夫	財団法人食品産業センター	専務理事
樋浦 憲次	社団法人日本べんとう振興協会	専務理事
藤木 吉紀	社団法人日本惣菜協会	専務理事
牧野 征男	財団法人家電製品協会	専務理事
眞鍋 隆	全国中小企業団体中央会	専務理事
三宅 均	財団法人食品流通構造改善促進機構	専務理事
矢部 正行	全国菓子工業組合連合会	専務理事
山下 育生	日本歯磨工業会	専務理事
山本 和夫	東京大学環境安全研究センター	教授
山本 純一	日本酒造組合中央会	常務理事
山本 達雄	日本ハム・ソーセージ工業協同組合	専務理事
吉・川 廣和	社団法人日本経済団体連合会	環境安全委員会廃棄物・リサイクル部会長

評議員 53名

※第1期評議員の任期:平成22年4月1日～平成26年6月開催の定時評議員会終結時

(3) 会計監査人

有限責任監査法人トーマツ

3. 委員会委員の氏名等

(1) 総務企画委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	市村 泰男	社団法人日本貿易会	常務理事
委員	井上 淳	日本チェーンストア協会	専務理事
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	上田 光能	サントリーホールディングス株式会社	執行役員エコ戦略本部長
委員	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	関口 史彦	日本商工会議所	産業政策第二部長
委員	降矢 祥博	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	丸橋 吉次	ガラスびんリサイクル促進協議会	会長
委員	麦倉 誠	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	土橋 和則	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	代表理事常務・事務局長

(2) ガラスびん事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	丸橋 吉次	東洋ガラス株式会社ガラスびんリサイクル促進協議会	代表取締役社長会長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部部長
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	栗原 邦夫	キリンビール(株)株式会社	CSR推進部長
委員	坂口 正之	日本化粧品工業連合会	常務理事
委員	櫻井 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	堤 健	日本耐酸壘工業株式会社	代表取締役副社長
委員	中島 茂樹	コカ・コーラ協会	幹事
委員	人部 恭造	宝酒造株式会社	環境広報部副部長
委員	松岡 英夫	東洋ガラス株式会社	執行役員経営本部資材部長 兼環境担当
委員	森重 勉	大塚製薬株式会社	総務部環境担当部長
委員	山上 圭吾	株式会社ミツカングループ本社	専務執行役員品質環境室長
委員	山中 昭廣	石塚硝子株式会社	代表取締役社長
委員	山村 幸治	日本山村硝子株式会社	代表取締役社長
委員	幸 智道	ガラスびんリサイクル促進協議会	理事・事務局長
委員	吉儀 尚浩	大正製薬株式会社	環境推進統括室長(兼) 生産本部・環境部長
委員	吉永 茂樹	日本ガラスびん協会	専務理事
委員	大東 博	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ガラスびん事業部長

(3) PETボトル事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	麦倉 誠	PETボトルリサイクル推進協議会	会長
委員	石川 保久	サントリーホールディングス株式会社	エコ戦略部部长
委員	岩本 健太郎	コカ・コーラ協会	専務理事
委員	菊池地 直大	キッコーマンビジネスサービス株式会社	購買部長
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室室長
委員	近藤 方人	PETボトルリサイクル推進協議会	専務理事
委員	高杉 洪太	日本コカ・コーラ株式会社	広報/パブリックアフェアーズ本部 環境/パフォーマンスマネジメントグループ部長
委員	徳永 啓二	日本醤油協会	理事
委員	人部 恭造	宝酒造株式会社	環境広報部副部長
委員	廣瀬 貴之	アサヒ飲料株式会社	環境室室長
委員	福澤 直俊	北海製罐株式会社	業務部安全・環境対策グループ マネージャー
委員	松尾 晋太郎	キリンビバレッジ株式会社	CSRコミュニケーション部CSR環境 担当専任担当部長
委員	宮入 信	MCTペットレジン株式会社	代表取締役社長
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	森重 勉	大塚製薬株式会社	総務部環境担当部長
委員	矢萩 正義	PETボトル協議会	事務局長
委員	堀口 誠	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・PETボトル事業部長

(4) 紙容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	降矢 祥博	紙製容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	殖栗 正雄	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部次長
委員	大西 健一	全日本紙器段ボール箱工業組合連合会	副会長
委員	奥野 和夫	全日本菓子協会	専務理事
委員	小野 博通	日本酒造組合中央会	理事
委員	川村 節也	紙製容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	木村 均	社団法人日本冷凍食品協会	専務理事
委員	齊藤 敏明相馬 和仁	日本製紙連合会	パルプ・古紙部長原材料部主任
委員	櫻井 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	環境部長
委員	砂田 恭男	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	高橋 亜子	日本百貨店協会	政策統括担当マネージャー
委員	戸田 正一	日本石鹼洗剤工業会	専門職理事
委員	永井 康夫	日本角底製袋工業組合	専務理事
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	政策第三部統括部長
委員	吉儀 尚浩	日本製薬団体連合会	環境委員会副委員長
委員	渡邊 孝正	一般社団法人日本乳業協会	常務理事
委員	鈴木 隆	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・紙容器事業部長

(5) プラスチック容器事業委員会

(敬称略・順不同)

	氏名	所属団体(企業)名	役職
委員長	河合 義雄	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	会長
委員	石島 知恵子	味の素株式会社	環境・安全部長
委員	井田 久雄	社団法人プラスチック処理促進協会	専務理事
委員	梶井 剛	キューピー株式会社	社会・環境推進部部长
委員	勝浦 嗣夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
委員	金澤 信夫	全国プラスチック食品容器工業組合	事務局長
委員	久保 直紀	プラスチック容器包装リサイクル推進協議会	専務理事
委員	公文 正人	社団法人全国清涼飲料工業会	専務理事
委員	栗山 正	株式会社吉野工業所	環境室室長
委員	島田 純	社団法人日本植物油協会	事務局長
委員	下田 貢	財団法人食品産業センター	技術環境部次長
委員	中村 恒美	全日本菓子協会	常務理事
委員	蓮尾 秀俊	社団法人日本即席食品工業協会	事務局長
委員	増田 充男	日本チェーンストア協会	政策第三部統括部長
委員	丸山 清	日本ポリオレフィンフィルム工業組合	専務理事
委員	宮澤 哲夫	東洋製罐株式会社	資材・環境本部環境部長
委員	柳田 康一	花王株式会社	環境・安全推進本部部長
委員	油井 喜春	社団法人日本印刷産業連合会	業務推進部部长
委員	藤迫 多美夫	日本豆腐協会	事務局長
委員	平石 恵一	公益財団法人日本容器包装リサイクル協会	業務執行理事・ プラスチック容器事業部長

市町村からの引取状況と再商品化製品利用状況

①対象市町村総数、保管施設数

	年度	全 体		ガラスびん		PETボトル		紙製容器包装		プラスチック製容器包装	
		契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績	契約ベース	実績
対象市町村数	23年度	1,540	1,540	1,210	1,210	1,177	1,176	150	148	1,046	1,043
	22年度	1,548	1,544	1,214	1,212	1,187	1,186	151	147	1,035	1,033
保管施設数	23年度	1,683	1,675	887	882	909	907	113	109	829	825
	22年度	1,646	1,639	877	869	882	881	113	108	823	818

②契約量、引取実績量、引取達成率

	年度	ガラスびん				PETボトル	紙製 容器包装	プラスチック製容器包装						4素材合計		
		無色 ①	茶色 ②	その他 の色 ③	計 ①+②+③			プラスチック ①					白色トレイ ②		計 ①+②	
								材料	油化	高炉還元	コークス炉	ガス化				小計
契約量(トン) A	23年度	111,279	126,054	114,541	351,874	197,660	28,761	362,712	0	32,560	202,243	79,796	677,311	862	678,173	1,256,468
	22年度	112,140	127,604	116,906	356,650	201,330	32,348	351,206	3,447	31,971	200,360	85,197	672,181	968	673,149	1,263,477
引取実績量(トン) B	23年度	109,032	121,434	114,902	345,368	194,996	26,895	347,992	0	31,325	197,467	72,887	649,671	674	650,345	1,217,604
	22年度	107,147	120,838	112,004	339,989	194,205	28,410	330,511	1,235	32,411	197,206	73,315	634,678	719	635,397	1,198,001
対前年引取実績比(B23年度/B22年度)		101.8%	100.5%	102.6%	101.6%	100.4%	94.7%	105.3%	0.0%	96.6%	100.1%	99.4%	102.4%	93.7%	102.4%	101.6%
引取達成率 B/A	23年度	98.0%	96.3%	100.3%	98.2%	98.7%	93.5%	95.9%	0.0%	96.2%	97.6%	91.3%	95.9%	78.2%	95.9%	96.9%
	22年度	95.5%	94.7%	95.8%	95.3%	96.5%	87.8%	94.1%	35.8%	101.4%	98.4%	86.1%	94.4%	74.3%	94.4%	94.8%

③再商品化製品利用状況

(1)ガラスびん

年度	ガラスびん製造用		その他の用途 (舗装用骨材、タイル・ブ ロック・ガラス繊維等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%
23年度(74社)	244,208	74.7	82,590	25.3	326,798	100.0
22年度(82社)	239,027	74.2	83,063	25.8	322,090	100.0

(2)PETボトル

年度	繊維 (ユニフォーム・カーペット等)		シート (卵パック、プリスターパック等)		ボトル (飲料ボトル等)		成形品 (文房具、収集ボックス等)		その他 (結束バンド等)		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
23年度(のべ53社)	79,074	51.2	59,563	38.6	7,534	4.9	7,815	5.1	371	0.2	154,357	100.0
22年度(のべ56社)	79,824	52.1	57,646	37.6	8,940	5.8	6,443	4.2	339	0.2	153,192	100.0

(3)紙製容器包装

年度	製紙原料		製紙原料以外の材料 (家畜用敷料)		固形燃料		計	
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%
23年度(のべ19社)	24,437	94.3	247	0.9	1,241	4.8	25,925	100.0
22年度(のべ20社)	25,318	92.8	253	0.9	1,726	6.3	27,297	100.0

(4)プラスチック製容器包装

年度	プラスチック①										白色トレイ②		計 ①+②			
	材料		油化		高炉還元		コークス炉		ガス化		小計		トン	%		
	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%	トン	%				
23年度(212社)	170,183	39.9	0	0.0	24,131	5.7	179,759	42.2	51,364	12.1	425,437	99.9	631	0.1	426,068	100.0
22年度(207社)	163,515	39.1	1,057	0.3	24,851	5.9	175,579	41.9	52,988	12.7	417,990	99.8	692	0.2	418,681	100.0

平成24年度再商品化の実施に向けて行った各種業務(平成23年度)

年	平成23年												平成24年											
	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月											
国				6/20・21 容器包装製造・利用の 実態調査票(経産省・農水省)の 発送	7/19 締切		9/15 保管施設指定 意向調査の 送	10/7 再商品化義務量算定 に係る量・比率 (暫定)	10/27 保管施設指 向調査の 切	11/1 経済産業省審議会	11/2~12/1 パブリック コメント期間 (約1ヶ月)	量・比率確定		3/27 中央環境審議会 再商品化義務量算 定に係る量・比率 示										
指定法人業務			5/27 掲想定量(暫定)HP 載	6/3~10 総務企画委員会・ 4事業委員会	6/14 理事会	6/29 評議員会	10/17~19 4事業委員会	10月20日 総務企画委員会 平成24年度再商品化 実施委託単価確定及び 平成23年度提出委託 単価確定			12/7 理事会	12/16 評議員会		3/12~16 総務企画委員会・ 4事業委員会										
商工会議所・商工会						福井 熊本 仙台 東京 広島 井 本 台 京 島 8/24、8/26、8/30、9/2、9/9 9/27~30 商工会 研修会 商工会議所 研修会					12月9日 窓口業務開始	問い合わせ対応 業務 ~2月10日 申込締切	契約締結期間	3/末 契約締結(代行)										
特定事業者関係						9/1 義務履行者リスト/ 委託料金事業者別 リスト公表		10月26日 送付書類確定 (算定係数含む)	11/15 官報掲載内 容 持ち込み	12月9日 官報 公示	申込書 発送	申込開始	~2月10日 申込締切	3/末 契約締結										
市町村関係				6/20 分別基準適合物の引き 渡し量に関する調査票 発送	7/19 締め切り	7/21~8/10 電話等による督促	8/10 8/22 回収締め切り 調査票集計	9/26 市内町村担当/申込開始 会 9/26 市内町村担当/申込開始 会	10月20日 送付書類確定 発送	11/9~15 市町村担当者説明会	11月22日 H24年度申込締切 (郵送/オンライン)	12月19日 入札条件リスト	2/17 再商品化事業者の決定に ついてのお知らせ	3/21 市町村担当者向け 資料の発送	3/23 特定事業者負担分覚書 発送									
再商品化事業者関係				6/7 官報掲載内容持ち込み	7/1 登録開始および官報掲載	7/11~13 再生処理事業者登録の ための事業者説明会	7/31 登録申込締切	登録審査	10/17 登録書類判定会議	11/5 審査結果官報持ち込み	11/7 判定会議	11/17 代表者宛てに結果連絡 (メールにて発送予定)	11/18 結果のホームページ掲載	12/1 入札登録者の審査結果の 官報公示	12/6 入札説明会のホームページ掲載	12月13・14日 入札説明会	12月13・14日 入札開始	1月20日 入札締め切り	1月23日 開封	2/15 最終判定会議	2/17 落札結果・説明会案内の通知	2/24 契約関連書類の掲載	3/21・22 再商品化事業者説明会	3/末 契約締結